

■とっておき！美しい都市の景観 3

「箕面の森」箕面市（大阪府）

■市政ルポ 香美市（高知県） 6

自然と調和した住環境に集まる移住者の支持

香美市長 ● 法光院晶一

■マイ・プライベート・タイム 12

おいしさと笑顔がつどうみなとまち塩竈

塩竈市長 ● 佐藤 昭

■『日本百街道紀行』街道とまちづくり 14

「観光産業都市・岡崎」を目指して

岡崎市長 ● 内田康宏

■わが市を語る 16

◆「人も元気にまちも元気に光輝く美唄」を目指して

美唄市長 ● 高橋幹夫

◆「住んでみたい ずっと住み続けたい

魅力ある快適みらい都市」の実現に向けて

新座市長 ● 並木 傑

◆「ベッドタウン」でありながら「観光地」を目指す

河内長野市長 ● 島田智明

◆生き残りではなく勝ち残りを目指す

「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の

実現に向けて

西条市長 ● 玉井敏久

■これぞ！食のイチオシ 宇城市（熊本県） 24

■市政ギャラリー 都市の素顔 25

「前橋市敷島公園と赤城山」（群馬県）

■市長フォーラム2017 26

現下の国際情勢

キャノングローバル戦略研究所 外交安全保障研究主幹、外交政策研究所代表 ● 宮家邦彦



市政ルポ

香美市（高知県）

新市誕生11年目に始まる新たなステップ！

香美市長 ● 法光院晶一

特集

まちづくりの基盤「土地利用行政」の新たな形

〔特別提言〕土地利用行政のあり方に関する特別提言

全国市長会

〔研究会座長報告〕『土地利用行政のあり方に関する研究会』を振り返って

全国市長会土地利用行政のあり方に関する研究会 座長 東金市長 ● 志賀直温

〔寄稿1〕都市計画行政の課題とこれから

東京工業大学環境・社会理工学院教授 ● 中井検裕

〔寄稿2〕伊豆市の成功と挫折

伊豆市長 ● 菊地 豊

〔寄稿3〕丹波篠山から

篠山市長 ● 酒井隆明

動き

■世界の動き／安倍政権が外交戦略を修正へ―「日中友好」を模索―

拓殖大学海外事情研究所教授 ● 名越健郎

■経済の動き／ユーロ高の陰に中独が結ぶ対米枢軸

日本経済新聞社編集委員 ● 滝田洋一

■自治の動き／国政からの風が決めた都議選

ジャーナリスト ● 松本克夫

■都市のリスクマネジメント

インターネット投票と危機管理 エストニアの経験(上) 明治大学名誉教授 ● 中邨 章

■アスクレピオスの杖を探して 地域医療再生への道

これからの自治体病院経営のカギとなるDPC(下) 城西大学経営学部教授 ● 伊関友伸

■海外レポート

「シユタットベルケ」はエネルギーの地産地消だけではない ジャーナリスト ● 高松平藏

■時代を駆け抜けた偉人たち

お奉行日和 民政家 川路聖謨^{②⑨} 風病 作家 ● 出久根達郎

■全国市長会の動き

■市政読書室

■編集後記

66 63 62 60 58 56 54 52 50 48 45 42 39 36 32 31

自然と調和した住環境に集まる移住者の支持 新市誕生11年目に始まる新たなステップ！

物部川を絆に誕生した森林都市

県都・高知市中心部から香美市の中心市街地（土佐山田地区）までは車で約30分（15km圏）。高知県北東部に位置し、市内を貫く清流・物部川沿いに長く延びた広大な市域（約538km²）の端まででも、高知市中心部から90分以内（40km圏）で到達できる。JR土讃線の利用なら高知駅から土佐山田駅までは各停で26分だ。

全国の主要都市と結ばれる高知龍馬空港へも車で約15分。隣接する南国市（南国IC）から高知自動車道を活用すれば、大阪・神戸・名古屋・東京とも直結する。

このように交通至便な立地条件にある香美市だが、その市域のほとんどが見事な山林で覆われている。

市域全体の約88%が山林（半分以上が民有の人工林）に占められた香美市は、全国有数の

の森林王国・高知県においても、抜きん出た存在の森林地帯といえる。同時に民有人工林の多いことが物語るように、地域を貫流する物部川を活用した林業が、300年以上も前の旧幕藩時代（土佐藩）から、盛んに行われてきた地域だった。

平成18年3月1日、旧香美郡土佐山田町・同香北町・同物部村で構成される香北地域2町1村の合併により、新市として誕生した香美市のエリアは、土佐藩以来の《輪伐法》^{りんぱつぽう}の実践とそれに伴う《留山・留木制度》^{りゅうさん・りゅうもくせいど}などを通じて、森林や木材の計画生産等の面でずっと協力し合ってきた。

（※注1 スギやヒノキなどの人工林の伐採と育成を、計画的に推進・循環させるための手法と制度）

そして物部川上流域の旧物部村や香北町で伐り出された木材、あるいは生産された木炭などを物部川の水運で運び、中流域の旧土佐山田町でそれを取りまとめ、街道沿いに流通させていくという関係を歴史的に構築してきた。

ほうこういんしょういち
法光院晶一
香美市長

たのだ。さらに流量が多い上に急で、利水のしにくかった物部川の水を取水する山田堰^{やまのゑん}（土佐藩初期の家老・野中兼山が築造。遺構は現在、県指定文化財）の築造以後は、新田開発も盛んに行われるようになった。物部川はこのように、時には洪水被害を生む暴れ川の様相をあらわにしながらも、香美市エリアの経済的・文化的命脈を常に握る、重大な役割を果たしてきた。

「香美市を形成する3つの地区は、昔も今も、まさにいろいろな意味で、物部川とい





緑被率も緑視率も満点のみずみずしい市域

う絆^{きずな}で深くつながり合い、何かと互いに補完をし合ってきた地域なのだと思います」

そう語る法光院晶一・香美市長は、物部川上流域・物部村の出身である。合併前の前職は物部村職員で、合併後は香美市総務課長などを歴任。約30年間にわたり、さまざまな行政現場を体験し、物部川を通じて、香美市エリアの隅々までを熟知している。



伐り出された木材のストックヤードが森林王国の証(土佐山田地区)

それにしても法光院という姓は非常に珍しい。物部地区には平安時代末期から続く民間信仰「いざなぎ流御祈禱^{ごきとう}」(国指定重要無形民俗文化財)が伝えられており、信仰を司る立場の人々は「太夫」と尊称されてきた。「ひよつとしてその太夫の關係のご家系ですか?」。思わず聞くと、法光院市長は「お寺の住職ですかもいわれますが、まったく違います(笑)。父親は物部川上流域の水力発電所で働く技師でした。だから私の子どものころの遊び場は、物部川上流と周辺の森林地帯でした。この付近に今も多い、鹿や猿たちと共に育ったようなものです」と笑う。

前述のように香美市の森は深い。特に上流



国指定重要無形文化財の「いざなぎ流神楽」(物部地区)

域の物部地区は森林面積が地域の90%以上にも及び、ほぼ全域が中山間地帯といえる。香北地区もそれに準じた環境であり、人口分布からいっても都市的集積は土佐山田地区が中心になっている。

「香美市の現在の人口は約2万6600人ですが、そのうち2万人強が土佐山田地区に集中し、香北地区が4500人強、物部地区が約1900人です。合併した時点の総人口が約3万人でしたから、10年間で1割ほどが減ったということになります」(法光院市長)

法光院市長が子どものころの昭和30年代前半には「物部村には1万2000人以上の人口があった」という。香美市の統計資料を見



夏の風物詩「奥物部湖湖水祭」(物部地区)

ると、実際、香美市エリアの人口は昭和25年に5万人強、昭和30年には4万7000人弱とある。

移住希望者に 働き盛り世代が目立つ理由

しかし、林業の衰退などの産業構造の変化や、都市化の遅れ、新たな雇用の場の希求などさまざまな要因によって、「物部村の住人は香北町へ、香北町の住人は土佐山田町へ、土佐山田町の住人は高知市方面へと移住する傾向などが顕著になり、総人口は急速に減少」(法光院市長)していく。そうした社会減少による人口減少の時代から、少子高齢化が進む近年は、自然減による減少、すなわち出生者数を死亡者数が上回る現象がずっと続いている。

転入・転出者においても、21世紀に入って

からは転出者が転入者を上回り続けてきたが、近年はその傾向に変化が見える。移住者を中心に転入者が増え、転出者との差はわずかになりつつあるのだ。

「その背景には、香美市の自然環境の豊かさをポジティブにとらえ、終の棲家^{すみか}にしたいと考えるような方が増えてきているということがまず一つあります。それに加えて、特に東日本大震災以降は、南海トラフなどによる各地での巨大津波の予測などもあり、香美市は高知県内の市の中で唯一、津波被害の心配がない地域という安心感を指摘する声もあるようです」(法光院市長)

香美市の安全安心かつ自然環境の豊かな地域性は、移住者の声の調査記録などを見ると、確かに圧倒的な好感度を得ていることが分かる。香美市への移住者には、定年世代以上に働き盛り世代、子育て世代が目立つのも特徴的だ。ゆず(高知県下出荷量第1位)やニラ、やつこねぎなどの特産物を産出する環境に惹かれ、移住する就農希望者。さらには、豊富な森林資源を活用したクラフトワークを目指す人など、香美市の環境面を評価し、移住してくる人々の数は安定的に増えているのだ。

例えば物部地区の大西集落は、数年前まで世帯数が10軒前後に落ち込み、高齢化率が50%をはるかに超えるなど、限界集落化が急速に進んでいた。しかし今では移住者の増加で働き盛り世代とその家族が半分以上とな



香美市エリアの母なる大河・物部川(土佐山田地区)

り、高齢化率は一気に30%を下回ったという。10数軒の集落とはいえ、この事実の持つインパクトは非常に大きい。

市政ルポではこれまで各都市を訪問し、移住・定住問題の取材も実施してきたが、純粋に移住者増加の理由だけで、集落の世代(年齢)構造そのものが変わったというような事例は、ごく少ないのが現実だ。

「就農希望者や林業を本気で志望する方々には、各種の支援や補助を行っています。香美市のような環境を持つ地域は、自然が豊かといえる半面、それなりの厳しい環境に囲まれているのだともいえます。だから単に自然が美しいから来てくださいというような、安易な移住定住の呼び掛けはしないようにしています。例えば農業や林業などの志望者も

香美市

市 政 ル ポ

(高知県)



土佐の端午の節句に不可欠のフラフ(ハチロー染工場会長・三谷仁志氏)



出荷量県下一の名産・柚子玉



中山間地の多い香美市では小型路線バス(写真)のほか交通弱者向けの小型デマンドバス(予約制)も稼働

《本気》で来てくださる方でなければ、来ていただかなくとも結構とさえ思っています。この厳しい自然環境を理解し、本気でここに暮らしたいと思ってくくださる方には、逆にそれほど自然環境の素晴らしいところはないといふことが、実際に暮らせば如実に分かっているただけるものと考えています」(法光院市長)

前出の大西集落の事例は、香美市の自然環境や住環境、人口減少化に悩みつつも移住者に対し《本気》を求める姿勢などを含め、あらゆる角度から検討した上でこれを「是」とし、本気で移住した人たちのもたらした一条の希望の光、といえるのではなからうか。

移住者への支援と「よってたかって教育」

なお、本気で移住・定住を考えている人々には大要、次のような各種の支援制度が用意されている。

【就業支援】◆新規就農研修支援事業(研修受け入れ農家での研修費、月額15万円以内補助)／◆香美市青年就農給付金(45歳未満の新規就農者で所得が250万円以下の人に年間150万円以内補助他)

／◆香美市商工会空き店舗で等利活用助成金(空き店舗での出店希望者には内装費、家

賃、備品購入費等に限度額50万円の補助他)

【住宅支援】◆香美市木材住宅支援事業(香美市産木材の使用で市内に住宅建築する人に限度額200万円補助、県補助費(限度額100万円)に上乗せ)／◆香美市空き家改修等補助金(空き家バンク登録物件の改修費や荷物の処分費などに限度額50万円補助)／◆お試し移住体験住宅(県外在住者で香美市移住を希望する人に家賃1万5000円で1カ月入居の補助、1年間まで延長可)

【子育て支援】◆香美市私立幼稚園就園奨励費補助金(私立幼稚園在園の3～5歳児保育料減免)／◆多子世帯保育料軽減事業(18歳未満児童3人以上の世帯で第3子以降3歳未満児の保育料免除、幼稚園保育料減免)／◆医療費助成制度(中学3年生までの医療費免除)／



日本三大鍾乳洞の一つ龍河洞の景観は圧巻(土佐山田地区)

◆香美市高等学校等奨学金(高校生・大学生向け奨学金制度、高校生月額1万円、短大・大学生同1万3000円)

そのほか、香美市では市内小中学校の校舎耐震化率100%や市内すべての幼・保・小中学校における給食完備などの教育環境もアピールポイントとしているが、こうした教育面の取り組みにおいて、今回の取材でひととき興味を引かれたのが、「よってたかって地域が育てる教育」と題する、香美市のキャリア教育への試みだ。その概要について、教育委員会・上村安和主監は次のように語った。

「香美市は平成25年度から27年度までの3年間、高知県から『キャリア教育推進地域事業』の指定を受け、市内の全小中学校でキャリア教育推進の研究を行いました。これは人・自然・伝統・産業・保育所から大学までの今あるすべての環境を活用して、何事にもかかわる力や、観察する(みつめる)力、最後までやりぬく力、夢をかなえる力を醸成しよ

うとする取り組みです」

地域に暮らす人々、その人たちが携わる多彩な仕事や経験、さまざまな地場産業、自然環境などをすべて「地域の資源・教材」ととらえ、積極的かつ意図的に「よってたかって」地域全体で子どもたちとかかわり合うことで、互いに学び合い、教え合う双方向の関係を構築していく。これらの活動を、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などに事あるごとに関連付けし、多彩な刺激を受ける中で、子どもたちが「人間関係の形成・社会形成能力(かかわる力)」「自己理解・自己管理能力(みつめる力)」「課題対応能力(やりぬく力)」「キャリアプランニング能力(かなえる力)」を醸成する『よすが』にしようとの試みだ。

上村主監はこの事業の3年間の実施の結果、ほかの3つの力に比べて、「やりぬく力」において、まだ伸びる余地があるような気がする」と語る。香美市では現在、そうした成果を踏まえ、市内全小中学校の本格的な「コミュニティスクール化」を、3年間の実施で子どもたちにも地域の人たちにも受け入れられつつある、地域を挙げての「よってたかって」体制を維持しつつ、推進したいとも強調した。

このように地域が本当の意味で一体になって行うコミュニティスクールの体制は、大都市圏ではなかなか難しい。香美市のように人口規模が小さく、市民の地域への愛着度が高く、多彩な自然環境・文化環境の備わった地



JR土佐山田駅前の観光案内所

域ならではのものだろう。

そしてこうした手づくりに近い、地域ぐるみの教育支援体制こそは、豊かな自然・文化環境を求めて香美市への移住を希望する子育て世代の人たちにとって、何よりも理想の教育環境を形成する母体になるのではなかろうか。

人口減少化時代に 自然体で進めるまちづくり

香美市への移住・定住志望者を引き付ける『要因』は、当然、交流人口の増大にも大きな原動力となるはずだ。日本一と自他共に認めるアユ、アメゴなども豊富に獲れる物部川はもちろん、日本三大鍾乳洞とされる龍河洞(国指定文化財)、紅葉の名所べふ峡とべふ峡



鳥獣害対策として急がれる狩猟免許取得者の養成風景と防護柵

人気商品として販売されていた。また市内の土産物を扱う店では、シカをはじめとする有害鳥獣の被害に悩む香美市ならではの、シカ肉ソーセージ、みそ漬けなどが売られているほか、シカなどのジビエ料理を扱うレストランなどもある。

狩猟免許保持者の高齢化が進む中、免許保持者養成の事業を懸命に実施するなど、香美市では林

温泉、山中にひそむ大瀑布・轟の滝、かつて塩を運ぶために使われた土佐塩の道などなど。さらに坂本龍馬の愛刀「吉行」を生んだとされる刀鍛冶から野鍛冶へ転向し、その名を国際的にもとどろかす「土佐打刃物」、鯉のぼりとともに土佐における端午の節句に欠かせない伝統工芸品「フラフ」(フラッグが語源ともいわれる)など、歴史と独自の個性を放つる伝統工芸の数々も、移住者、観光客を問わず引き付ける魅力とオリジナリティにあふれている。また旧香北町出身の漫画家・やなせたかし氏のエッセンスが詰まった「やなせたかし記念館」へは、アンパンマンややなせたかし作品のファンが全国からやって来る。

「そうしたほかにはない地域資源の維持・保全とともに、今後、香美市がさらに推進しな

ければならないことを挙げれば、協働のまちづくり、恵まれた環境を生かした自然共生都市の構築、独自の個性を持つ地場産業の振興、今あるもののブラッシュアップを基本に推進する交流人口の増加およびにぎわいづくりなど、多岐にわたります。今年度から実施している『第2次香美市振興計画』においても、その旨を詳細にうたっていますが、働き盛りの移住者の方たちが少しずつ増えて、転出超過傾向が是正されつつあるなど、今ある私たちのまちの魅力や、まちづくりの方向性は、徐々にではありますが内外に浸透し始めているのかな、とも思っています(法光院市長)

土佐山田駅構内のコンビニでは、山田高校の生徒たちが開発した、特産のシヨウガを使った「高校三年生の山田まん」という饅頭(まんじゅう)が

業の衰退に伴い発生する鳥獣害が深刻の度を増すばかりだ。しかしそれを逆手にとり、新たな名物の素材に替えていこうとする姿勢は、江戸時代からの歴史を誇る森林王国ならではの取り組み。シカを巡るこうした香美市の事例は、まさに法光院市長の言葉にもあるように、自然の豊かさ(恵み)と厳しさ(害)が表裏一体のものであるということの「生きた証」といえる。そしてそんな自然と共生する暮らしを目指し、香美市に移住する人々の数も前述のように、少しずつだが着実に増えている。

日本全体の課題である「今や止めようのない人口減少」を背景に、香美市が「自然体」で進める各種まちづくりの、今後の推移が注目される。

(取材：文＝遠藤隆／取材日平成29年5月25日)



土佐打刃物は林業や農業に不可欠の逸品(土佐打刃物流通センター)

おいしさと笑顔がつどう みなとまち塩竈

さとう あきら
しおがま 塩竈市長(宮城県) 佐藤 昭
Akira Sato



浦戸朴島の菜の花畑

塩竈市は、宮城県のほぼ中央、仙台市と日本三景で知られる松島との中間に位置しています。奥州一の宮鹽竈神社の門前町として、また、みなとまちとして栄えてきました。古くは、陸奥の国府多賀城への荷揚げ港として、藩政時代には伊達藩の港として、明治以降は国内有数の港湾都市として、また、近代になってからは近海・遠洋漁業の基地としても発展してきました。「日本一の鮮マグロの水揚げ港」に代表されるように、新鮮な魚介類が豊富にあり、港町独特の食文化がつけられています。すし店の数も多く、水産

加工業も盛んで、笹かまぼこ、揚げかまぼこなどの水産練り製品など、日本有数の生産量を誇るものが数多くあります。また、「奥の細道」には松尾芭蕉が塩竈から松島へ舟で渡ったことが綴られています。塩竈には松島観光の海の玄関口としての一面もあります。あまり知られていませんが、八百八島といわれる松島の島々のうち半分以上は本市の行政区にあります。特に、人が住んでいる浦戸諸島は、春には菜の花や潮干狩り、夏は海水浴にマリンスポーツ、秋冬には釣りを楽しめ、牡蠣等の海の幸も豊富で、まさに宝島と呼ぶに相応しい魅力に溢れています。

しかしながら、平成23年3月に発生しました東日本大震災では、浦戸諸島をはじめ、本市も甚大な被害を受けました。震災から6年が経過しましたが、これまで全国各地の皆さまにさまざまなご支援をいただきながら、市民総出でまちの復旧・復興に取り組むとともに、「おいしさと笑顔がつどうみなとまち塩竈」の実現に向け、塩竈の持つ個性と魅力を十分に生かしたまちづくりを進めています。

海とともに歩んだ人生

私は塩竈市長に就任する直前まで、約37年間、宮城県に土木技術者として勤務していました。特に、新産業都市建設の中核的役割を担う、港湾施設の整備に深

く関わることで、結果的に一生涯で大好きな海とともに生活することが継続できています。

高校生の時代には、漕艇部に入部し、塩竈湾内で毎日、舟を漕ぎ、夕暮れ時には山の端に沈む夕日を仰ぎながら、海とともに暮らす喜びに、ひたすら感謝の日々を送りました。県庁に入庁した時に、ぜひ、港湾整備を担当させていただきたいとひたすら懇願をし、土木部職員時代の約半分を港湾行政に関わることができました。

私の人生のすべてといっても過言ではない塩竈市長に就任することができ、こ



ブランドマグロ「三陸塩竈ひがしもの」の試食会

の度の東日本大震災から、ふるさとを復旧、復興するという役割に遭遇したということは、まさに天命であると受け止めています。

特に、宮城県庁職員として、土木行政に関わることができた体験が、震災後の「復興まちづくり」の基本方針を決定する際に、貴重な判断基準となりました。本市の基幹産業が「港湾・水産」ですので、海と隔絶された新たなまちづくりは、絶対に進めるべきではないとの強い思いから、市民の皆さまには、今まで通りに、



鹽竈神社帆手祭（左から筆者、鍵宮司、東日本大震災以降、職員派遣をいただいている養父市の広瀬市長）

海のすぐ側で復興まちづくりを進めさせていたいただきたいという大変厳しいお願いをさせていただきました。

当所は、やはり海から受けた津波の記憶が影響し、できるだけ海から離れた所で生活を再建したいという方々もおられました。が、主体は従前地での復旧・復興を基軸とし、今日まで取り組んできました。

今、われわれ行政に関わるすべての職員が「一燈照隅」の思いを胸に一刻も早く、復旧・復興の終了を全国に発信し、今日までのふるさと塩竈の再生にご支援をいただいた皆さまに感謝の意を伝えさせていただきます。

一燈照隅

私の市政の礎であり、座右の銘は「一燈照隅」という言葉です。この言葉は、最澄が説いた言葉として知られていますが、自らが灯りとなり、一隅を照らすことをいいます。そして、「一燈照隅 万燈照国」と続きますが、一つの灯火を掲げて一隅を照らし、そうした誠心誠意の歩みを続けると、いつか必ず共鳴する人が現れ、一灯は二灯となり三灯となり、いつしか万灯となって国をほのかに照らすようになる、といえます。

私は、現在、4期目の市政運営を担わせていただいておりますが、塩竈市長に就任

以来、塩竈に一つの明かりを灯し、市政のあらゆる分野に向いて、市民の方々と直接対話しながら、市政運営に取り組んできました。

初めに灯した明かりは本当に小さなものですが、これまで市民の皆さま、議員各位、そして、職員の力により、その明かりが十、百と増えていると実感しています。この明かりが、さらに千になり、万になり、塩竈市を明るく照らす「万燈照国」となる時が、「日本で一番住みたいまち・塩竈」が実現される時であると信じています。



東日本大震災からの復興支援のため、全国各地からお越しいただいている派遣職員の皆さんとの市長宅BBQ大会（毎年秋に開催）

「観光産業都市・岡崎」を目指して

岡崎市長(愛知県)

内田 康宏



はじめに

岡崎市は、愛知県のほぼ中央に位置し、矢作川流域の豊かな緑と清流に抱かれ、西三河の中心都市として成長を続けている。古より交通の要衝として、中世には源



清流・乙川と岡崎城

暮らしに息づく 東海道

慶長6年、家康公が開い

氏・足利氏の武家文化の重要拠点、近世には東海道により物資・文化が往来し、江戸幕府の礎を築いた徳川家康公の生誕の地・岡崎城の城下町、東海道の宿場町として栄え、13件もの国の指定を受けた文化財建造物をはじめ、数多くの歴

史上価値の高い建造物にも恵まれ、八丁味噌造りを代表とする伝統産業や山車が巡行する地域固有の祭礼行事等の伝統的な活動が、今なお、市内各所で連綿と継承されている、悠久の歴史と伝統が息づく風格ある都市である。

た江戸幕府によって宿駅制度が定められ、東海道は江戸と京を結ぶ大動脈となった。東海道は岡崎城下へ引き入れられた後、変更が重ねられ、防衛と街道筋の伸長のために曲がりくねり、そのさまは「岡崎城下二十七曲り」と呼ばれ、町並みの長さも合間って岡崎の城下町・宿場町は大いにぎわった。現在も、その道筋のほとんどをたどることができると歩き継がれ、語り継がれている。

このように東海道は最も市民に親しまれている歴史ある道で、岡崎の中心部を含めて延長約20kmと市域を南東から北西に貫く。現在は幹線道路としての役割は国道1号が担っているが、

ほぼ並行して私鉄が敷設されたことから、街道沿いでは市街地化が進み、その中を通り抜ける東海道は、人々の生活道路として、現在もその往来は活発である。そして、東海道を通じて、人や物、情報が往来し、文化の交流が



矢作神社祭礼山車巡行

盛んに行われてきた結果、さまざまな信仰がもたらされ、各地の習俗・文化が根付いた祭礼等が各地域に起こり、住民らが東海道を舞台に、大切に守り続けてきた祭礼等が毎年行われるなど歴史的な風情を今に伝えている。

観光産業都市の創造に向けて、次の100年を見据えたまちづくり

本市は、次の100年を見据えたまちづくりとして、「観光産業都市の創造」を目指している。これは、将来にわたって、安定した経済基盤を築くことができるよう、これまでの「モノづくり」に続く、もう一つの経済の大きな柱として、固有の自然と歴史文化資産を中心とした「観光産業」の育成を



岡崎城下二十七曲りの案内サイン

図っていくものである。

昨年、本市は市制施行100周年を迎えた。この大きな節目に、岡崎固有の歴史、伝統、文化、自然を生かしたまちづくりをこれまで以上に積極的に推進するため、新たな取り組みとして歴史まちづくり法（正式名称…地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）に基づき「岡崎市歴史的風致維持向上計画」を策定し、この計画が国の認定を受け、本市の歴史まちづくりがスタートした。これにより、これまで単体の「点」として保存してきた文化財をはじめとする多様な歴史文化資産を、これからは主に街道を軸に周辺の市街地も含めた地域のまちづくりと一体的に「面」として整備・活用し、生活環境の向上、地域の活性化および観光の振興につなげ、市域全体の魅力向上を図っていく考えである。

具体的には、本市のシンボルである岡崎城を中心に、近世の宿場町であった岡崎宿・藤川宿を含む旧東海道沿いを加えた「岡崎城下及

び東海道地区」を重点区域として、旧東海道沿いに分布する歴史的建造物等を安全・快適に巡って回れるようにするための道路美装化などの歩行空間や駐車場の整備、そして、誰もが容易に理解できる分かりやすいサインや解説板の整備といった、回遊性を向上させるための事業を総合的かつ一体的に展開していく。

最後に、先人によりはぐくまれ、受け継がれてきた数々の歴史文化資産が、地域の活力を生み出す財産であることを再認識し、まちづくりを通じてその価値や魅力を磨き上げ、このまちに生まれ育った子どもたちが、ふるさと岡崎により大きな愛情と誇りを持てるよう、しっかりと後世に引き継いでまいりたい。

東海道 岡崎城下二十七曲り

一口メモ

徳川家発祥の地

東海道の面影を色濃く残す藤川宿、岡崎宿

岡崎市内には、東海道五十三次の内、日本橋から数えて37番目の宿場・藤川宿と38番目の岡崎宿がある。

藤川宿は、三河高原を横断する御油断層の谷から、西の平坦地への出入口にあたり、中世から交通の要地であった。松尾芭蕉が句に

詠んだ「むらさき麦」の産地で、宿場の西端には一里塚や十王堂があり、吉良道が分岐していた。

岡崎宿は、徳川家康が生誕した岡崎城の城下町で、矢作川の水運や奥三河からの物資集積で栄えた。徳川家の菩提寺である大樹寺三門から望む岡崎城への眺望は、現在ピストラインと呼ばれる市民や来訪者に親しまれている。



企画協力…全国街道交流会議「街道交流首長会」

「人も元気に まちも元気に 光輝く美唄」を目指して

はじめに

美唄市は、札幌と旭川の中間に位置し、南北に国道12号、道央自動車道、JR函館本線が縦貫する交通の要衝です。

市の中心部にはJR美唄駅があ



癒やしの芸術空間として再生された「安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄」

り、札幌までは特急列車で約35分と通勤・通学圏内で、「落ち着いた環境での暮らしを楽しみながら、都会での仕事を両立したい」という希望を持ち、移住を考える方々から、近年高い注目を集めております。

基幹産業は農業で、北海道屈指の米どころであり、全国米・食味分析鑑定コンクールで北海道産米として、初めて金賞に輝いた美唄産「おぼろづき」や「ななつぼし」などを作付けするほか、その昔、アイヌの人たちが「不老長寿の実」として食べていたといわれるハスカップは、日本一の収穫量を誇っております。

かつて、本市は国内最大の産炭地域の1つとして、日本の近代化を支え、中でも三井・三菱の2大財閥による炭鉱がしのぎを削り、

10を超える炭鉱が操業していましたが、昭和38年に三井、昭和47年に三菱炭鉱が閉山し、その翌年にはすべての炭鉱がその歴史を閉じました。

炭鉱関連施設は生産から生活まで多岐にわたり現存しており、閉山から年月を経た現在も炭都の記憶を今に伝え、その1つとして、炭鉱の最盛期には1200人もの子どもたちが通っていた学び舎、旧栄小学校があります。この施設は世界的彫刻家・安田侃氏の作品約40点を常設展示した「安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄」として、美唄の自然、歴史、そして人々の「ふるさと」への思いが調和し、ゆったりとした時間が流れ、国内外から多くの観光客が訪れる癒やしの芸術空間として再生されています。

雪の有効利用 雪の有効利用

本市の年間の平均降雪量は8mあり、国の特別豪雪地帯にも指定され、冬は辛く、「雪」はやっぱりなものとして扱われておりましたが、冷房に「雪」を利用する環境配慮型データセンター「ホワイトデータセンター構想」を企業誘致の柱として提案し、雪冷熱エネルギーにより冷房費用が低減すること、大幅なランニングコストの削減を可能とする一方で、コンピュータ機器の発熱を利用した植物工場や陸上養殖施設等を建設するなど、データセンターを中心とした新たな産業クラスターの創出を目指しています。

サイクルツーリズムの推進

本市と富良野市を結ぶ道道美唄富良野線の開通を見据え、観光交流関連の情報発信や特産品等のPR、外国人観光客の取り込みを視野に入れたサイクルツーリズムの

推進などによる交流人口の増加が見込まれることから、サイクリストに特化した宿泊施設を本年度末に「ビバの湯 ゆりりん館」に完成させる予定です。

また、台湾の自転車協会や中華大学との交流から、自転車国際会議「ベロシティー・グローバル2016」への参加に加え、平成28年11月には、中華大学との連携協定の締結をしたところであり、インターシップ事業をはじめ、サイクルツーリズムを含む相互の観光振興や物産振興に結びつく多様な交流の展開につなげていきたいと考えています。

子育て環境の充実

本市では、平成28年4月に老朽化の著しい3つの市立保育所を統合した、新たな保育所の開園により、保育環境の向上が図られたほか、本年4月からは、子どもが病気の際に、保護者の就労などにより、自宅での保育が困難な場合、病気の子どもを一時的に保育する病児保育室を整備するなど、このまちに住み、子どもを産み育てたいと思えるような子育て環境の充実に努めていきたいと考えて

います。

活力あるまちづくりへ

本市が、活力あるまちづくりを進めるためには、多様な人材の育成に向けた展開を図っていくことが重要なことから、専門教育や高等教育を受ける機会を地元で用意することが、まちの将来を展望したときに不可欠と考え、札幌国際大学、札幌大学、札幌大谷大学等に協力いただき、平成24年度から美唄サテライト・キャンパスとして、本市の「食」「農」「環境」などを生かした講座を開設し、多くの市民の皆さんに受講いただいております。

また、市民の皆さんが心身ともに健康で、生き生きと暮らすことのできるまちを目指して、平成28年、「スポーツ健康都市」を宣言したほか、同年7月には、道内でも最も早く「受動喫煙防止条例」を制定し、2020東京オリンピックの正式種目となったスポーツクライミング設備を美唄市体育センターに整備しました。市民はもとより、多くのアスリートが訪れており、この中からオリンピックが生まれることを期待しております。

このように本市の地域資源である食・農・アートを最大限に生かし、「人財」の育成に努めるとともに、「美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた雇用の創出や子育て環境の充実、観光・交流などの取り組みを通し、美唄のまちに「住み続けたい・住んでみたい・行ってみよう」と思っていただけのようなまちづくりを市民の皆さんと一緒に実現していきます。

プロフィール

- ◆ 面積 277.69 km²
- ◆ 人口 2万2437人
- ◆ 世帯数 1万1894世帯

〔将来都市像〕食・農・アートの響き合う緑のまち 美唄

〔まちの特徴〕石狩平野のほぼ中央に位置し、札幌市と旭川市の間に広がる道内有数の穀倉地帯

〔特産品〕米、アスパラガス、ハスカット



美唄市長
高橋幹夫



プ、美唄焼き鳥、とりめし、美唄式やきそば
〔観光〕安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄、宮島沼、東明公園、ビバの湯 ゆりりん館
〔イベント〕びばい桜まつり、びばい歌舞裸まつり、美唄雪んこまつり



平成28年、体育センターに整備した「ボルダリング壁」(クライミング施設)

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

「住んでみたい ずっと住み続けたい 魅力ある快適みらい都市」の実現に向けて

本市の特性を生かした まちづくり

新座市は、埼玉県の最南部、東京都心から約25km圏内に位置し、交通至便な地域でありながら、雑木林や畑が多く残されており、武蔵野の面影を残す自然環境に恵まれています。

この地域特性と、平林寺や野火止用水を代表とする歴史的遺産、地場野菜などの豊富な農産物を結び付けた「観光都市にいざ・雑木林とせせらぎのあるまちづくり」が、平成16年に国の地域再生計画として認定され、現在までさまざまな事業を実施し、観光都市づくりを進めてまいりました。

また、JR武蔵野線新座駅周辺で土地区画整理事業を進めており、新座駅北口土地区画整理事業

では平成33年までに駅前広場を含め31・6haを、また、大和田二・三丁目地区土地区画整理事業では平成32年までに49・5haを施行いたします。

喫緊の課題である人口減少と少子高齢化への対応として、この2つを市政運営の柱としてまいりましたが、本市の少子高齢化は今後さらに進行することが明らかで、現在の人口動態で推移すると平成37年をピークに人口は減少に転じる見込みです。そこで、将来を見据え、多くの人に「住んでみたい、ずっと住み続けたい」と思ってもらえるまちづくりをさらに進めてまいります。

都市高速鉄道12号線（大江戸線）の延伸

東京都練馬区光が丘から東京都

庁を経由し、六本木、両国などを

通って再び都庁に戻る都市高速鉄道12号線（大江戸線）は、光が丘から練馬区大泉学園町までの延伸が決定していますが、これを本市を経由してJR武蔵野線東所沢駅まで延伸するよう、近隣自治体と協力し、国や東京都、埼玉県に要望しています。延伸が実現いたしますと、現在、市街化調整区域である市中央部を土地区画整理事業により市街化区域とし、新駅の設定および周辺の都市基盤整備を行います。これにより、市民の利便性がさらに向上するとともに、新たな定住者の増につなげることができます。

平成28年4月には、国の交通政策審議会において、大江戸線の延伸が意義あるプロジェクトに位置付けられました。今後も近隣自治



土地区画整理事業が進められる新座駅前

新座ブランドを高める「新座快適みらいプロジェクト」

本市では、平成30年1月からの供用開始に向けて、新庁舎の建設を進めています。新庁舎での業務がスタートするのを期に、新たに2つのプロジェクトを始動しました。

1つ目は、「新座快適みらいプロジェクト」です。本市の魅力やイメージを広く市内外に発信し、ブランド力を向上させることを目的に、市民、大学、事業者などの



雑木林と野火止用水

皆さまに参画いただき「新座快速みらいプロジェクト会議」を立ち上げました。若い人たちの新たな発想や企画を取り入れ、市内で行われている祭りやイベントをさらに活性化してまいります。

また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、本市にある陸上自衛隊朝霞訓練場が射撃競技の会場となります。国内外を問わず本市への注目度が高まると考えられますので、この機会を利用して本市の良さをさらにアピールしてまいります。さらに、ブラジル連邦共和国が、市内で事前キャンプを実施することが決定し、去る6月25日に覚書を締結しました。本年6月

には、同国のテコンドー選手団が、世界大会に向けた事前合宿を市内で行い、滞在期間中に選手と市民が交流する機会を設けました。東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプにおきましては、同国の皆さまをはじめ多くの方に本市に親しみを感じていただけるよう、選手と市民の交流機会を設けるとともに、こうした活動を積極的にアピールし、本市のブランド力向上に努めてまいります。

市民サービスを担う 職員の働き方改革

社会・経済情勢の変化に伴い、近年、市の業務は複雑・多様化し、業務量も増加しています。限られた職員数と時間の中で市政を運営していくためには、さらなる事務の効率化と、職員一人一人を大切にし、働きがいのある職場環境を整えることが必要です。

そこで、2つ目の取り組みとして、新たに「仕事の見直しプロジェクト」を立ち上げました。これまでの仕事の進め方を見直し、職員の仕事に対する意識・働き方を刷新するとともに、ワークライフバランスにも配慮し、いきいき

と仕事に邁進できる体制を構築することとしました。この取り組みの1つとして、私を始め課長級以上の職員が「イクボス宣言」を行いました。今後もワークライフバランスに配慮した職場づくりと、職員のキャリアアップを積極的に支援してまいります。

おわりに

本市では、土地区画整理事業等の都市基盤整備や観光都市づくり

プロフィール

- ◆ 面積 22・8 km²
- ◆ 人口 16万5322人
- ◆ 世帯数 7万3383世帯

〔将来都市像〕連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市に いざ

〔まちの特徴〕都市近郊で通勤、通学の利便性が高い一方、雑木林や農地等の自然環境にも恵まれるとともに、野火止用水、平林寺等の歴史的文化遺産



新座市長
並木 傑



が多数残されている都市
〔特産品〕にんじん、ほうれんそう、さといも、ぶどう、にんじんうどん
〔観光〕野火止用水、妙音沢緑地ほか
〔イベント〕大江戸新座祭り、野火止用水ホテルの夕べ、睡足軒の森紅葉ライトアップ、平林寺半僧坊大祭

により税収の伸びるまちづくりを進めておりますが、進行する少子高齢化に対してはさらに一歩踏み込んだ新たな発想が必要との考えから、2つのプロジェクトを始動させました。今後も、前例にとらわれない新たな発想を常に市政に反映し、あらゆる世代の方が「みらい」に希望の持てる「住んでみたい」ずっと住み続けたい魅力ある快適みらい都市」を実現してまいります。

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

「ベッドタウン」でありながら「観光地」を目指す

はじめに

河内長野市は、大阪府の中で南東部に位置し、奈良県と和歌山県に接する人口約11万人のベッドタウン。かつては人口12万人を超えていましたが、著しい人口減少のありで10万人を切るのも時間の問題です。本市の名産は、何と

言っても爪楊枝。一昔前は、日本



平成29年5月にオープンした道の駅「奥河内くろまろの郷」

全国で使用される爪楊枝の90%が河内長野で製造されてきました。現在は中国産が主流とはいえ、従来の流通網を利用した、爪楊枝取扱量としては今も本市が日本一。ほかにも、すだれが特産品として有名です。

自然豊かな奥河内

おくかわち 奥河内。地域の7割が森林である本市を中心に、自然豊かな南河内の山岳地域を示すエリア名称です。平成21年3月に、本市の若手・中堅職員9人から成る活性化プロジェクトチームが、「奥河内…湧くワク構想」という提案書を作成してから、奥河内という名称が使われ始めました。その後、大手広告代理店の力を借りて、「ちかくて、ふかい奥河内」というキャッチフレーズを作ったのですが、東京で

言えば、「多摩」地域の「奥」の「奥多摩」。それと似たようなイメージを創出させようという狙いがあります。交通機関を使えば、都心から30分強の圏内ですが、一度そのエリアに入ると奥が深いのです。

そして、平成29年5月27日、「奥河内くろまろの郷」という名称で、本市に待望の「道の駅」がオープンしました。本施設は、大阪外環状線道路から600mほど外れていますが、近くには、大阪府立花の文化園や一級河川・石川があり、都心から近く、緑あふれる自然豊かな場所にあります。

また、大阪外環状線道路をさらに関西空港方面に進むと、子どもたちに大人気の関西サイクルスポーツセンターがあり、さまざまな自転車に乗って一日を過ごすことができます。近くには、滝畑地

区があり、奥河内というイメージにふさわしいハイキングコースがいくつもあります。サイクリストやランナーが自然を満喫しながら、余暇を楽しんでいる姿が見えます。

「ベッドタウン」頼みからの脱却

このように自然豊かな本市は、おいしい空気と水を強みとして、大阪都市圏のベッドタウンとして発展してきました。特に、1960年代から80年代にかけて、多くの方々がニュータウンに移住してきました。その当時、阪神地域では大気汚染や水質汚染が深刻な問題となっており、おいしい空気と水を求め、本市に子育て世代がこぞって移ってきたのです。

ところが、その子どもたちは、成長するとともに本市を離れ、年老いた両親だけが残りました。そのような世帯がたくさん見受けられ、今や、本市は、9町1村を除く大阪府内33市の中で、高齢化率第

1位、そして、少子化率も第1位。人口減少・少子高齢化社会の現状を考慮すると、ベッドタウン頼みから脱却しなければなりません。

しかしながら、産業誘致、例えば、製造業や小売業を誘致しようにも、山岳地形に加え、物流面が課題となつて、多くの企業に難色を示されます。本市は、大阪府内33市の中で高速道路の入り口までの距離が最も遠いのです。それゆえ、現在、大阪南部高速道路、略して、大南高を実現させようとしています。大南高という名称には、楠木正成の別称「大楠公」と同音に加え、大阪の現状「北高南低」の「南」を「大」きく低から「高」へ押し上げるという願いも込められています。当然ですが、高速道路の実現は中長期の計画となります。短期計画としては、観光振興によるまちの活性化を考えています。本市には、観心寺と金剛寺を中心、国宝6点、重要文化財79点で、合計85点もの歴史遺産があります。この数、日本全国1718市町村（東京23区を除く）の中で、なんと第15位。

また、本市域では、西高野街道と中高野街道、そして、東高野街

道が合流し、高野詣での主街道となつた中世において寺院が隆盛しました。現在、観心寺と金剛寺を軸に「中世に栄えたまち」として、平成30年の日本遺産認定を目指しています。

本年は、本市を中心とした6市町村で、「楠木正成・正行親子ゆかりの地」として日本遺産を申請しましたが、残念ながら認定には至りませんでした。現在も、「楠木正成が学んだまち」として本市を売り出していますが、平成30年の日本遺産申請に関しては、人物よりも実物を重視し、国宝・重要文化財が豊富にある観心寺と金剛寺を中心に、ストーリー展開することになりました。

金剛寺は女人高野と言われ、女



平成21年度から平成大修理が行われている「天野山金剛寺」

人禁制の高野山に代わって、多くの女性が詣でた場所。また、南北朝時代の1354年から1357年までの約3年間、南朝の後村上天皇と北朝の光厳上皇、つまり、その当時の両朝のトップが通路を隔てて住んでいた場所としても有名です。また、観心寺には、楠木正成の首塚や、正成が湊川で戦死したために三重塔に至らなかった建掛塔があります。

プロフィール

- ◆ 面積 109.63 km²
- ◆ 人口 10万7890人
- ◆ 世帯数 4万7393世帯

〔将来都市像〕人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち 河内長野
〔まちの特徴〕大阪都市から約30分圏に近いうちに、豊かな自然に恵まれ緑が深く、国宝6件をはじめ全国有数の歴史文化遺産を有するまち

〔特産品〕爪楊枝、すだれ、釘・鋸、ヘアリング、可鍛鑄鉄・ステンレス、



河内長野市長
島田智明



おわりに

「ベッドタウン」でありながら「観光地」を目指すことで、本市を負のスパイラルから正のスパイラル（人口増加と経済成長を共に促進）に移行する起爆剤にしたいと考えています。交流人口の増加が、まちの雇用創出や魅力創出につながり、やがて、定住人口の維持、さらに増加に至ることを願っています。

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

生き残りではなく、勝ち残りを目指す 「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の 実現に向けて

西日本最高峰 石鎚山からの
恵みを受けたまち

西条市は、愛媛県東部の道前平野に位置する人口約11万人の地方都市です。市南部には西日本最高峰の石鎚山いしづちさんがそびえ立ち、石鎚山系からの伏流水は、実に800haにも渡る全国的にも稀な被圧地下水の自噴地帯を形成しています。



市内各所から良質な地下水が自噴する「うちぬき」

市内各所では約3000カ所から良質な地下水が自噴する「うちぬき」という現象が見られ、市民の約半数が地下水で生活しています。

また、日本一の生産量を誇るはだか麦や愛宕柿あたらがき、春の七草など多種多様な農作物の一大産地であるとともに、非鉄金属、鉄鋼、機械などの分野を中心に四国最大規模の工業地帯を形成しています。

「ひと」と「しごと」の好循環が
「まち」を活性化する

そのような環境に恵まれた本市ですが、ほかの地方自治体と同じく、高齢化の進展とともに、人口減少という未曾有みぞうの社会的課題に直面しています。本市が将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」を目指すとともに、私が公約として掲げた

「ワクワク度日本一のまち」を実現していくためには、恵まれた地域資源の価値を今一度見つめ直し、「ひと」と「しごと」の好循環を起こしていくことが大切です。

その大前提となるのが、地域に根差した魅力ある「しごと」の創出です。本市はこれまで産業支援機関である（株）西条産業情報支援センターとの二人三脚によって、全国的に注目される新産業創出の取り組みを展開してきました。また、昨今の特徴的な民間企業の動向としては、全国初の原木からCLT（Cross Laminated Timber）を一貫生産する製造工場の建設が進められています。まさにCLTは今後の注目されている分野であり、平成30年の本格稼働に向けて、官民協同体制の下、CLT製造工場を中心とした一大生産・加

工・販売拠点の確立に向けた取り組みを推進していきます。

また、本市は積極的に地産外販を推進しています。本年4月には、4年ぶりに西条市大阪事務所を復活しました。既に海外では「西条市ベトナムビジネスサポートデスク」を設置していますので、今後は国内外の拠点を生かした施策の展開を図り、特に地域経済の中心的な存在である中小企業の支援に力を入れてまいります。

住み続けたいくなる「スマート
シティ西条」の実現

わが国全体が人口減少社会に陥る中、特に、若い世代の方に「西条という選択」をしていただくためには、「ここにしかない西条らしさ」を追求し、西条に住み続けたいと思っただけでいいことが大切で、それらを達成する手段として、昨今目まぐるしい発展を遂げ、時間と場所を超えて公共サービス、時間の質の向上が可能となる情報通信技術（ICT）に着目してい

ます。中でも、若い世代の方に安心して住み続けていただくためには、「教育」と「健康」に力を注ぐことが大切だと考えています。

本市は、市内小中学校のすべての教室に電子黒板などICT教材を導入しています。既に学力向上や教職員の負担軽減などの効果が見られており、各方面からの注目をいただいています。今後は学校単位の枠を超えて、企業、地域、国際社会と連携した取り組みに発展させてまいります。

また、今後は健康で日常生活を送ることができる「健康寿命」の延伸についても積極的に取り組んでまいります。この点においてもICTの特長を生かし、市民、企業、行政が一体となった取り組み



市内小中学校でのICT教育授業風景

を推進してまいります。

「選ばれるまち西条」に向けた シティプロモーション

そのような環境をもとに多くの方に「西条という選択」をしていただくためには、訴求させたいターゲットを絞り込み、本市の魅力情報効果的に発信することが求められます。本年4月には経営戦略部内にシティプロモーション推進課を設置し、市長特命事項としてシティプロモーション戦略の策定に取り組みることとしています。

また、単独の自治体だけの取り組みでは情報発信の手段や効果も限定的となるため、市域や県境を越えた広域連携によって施策を推進する取り組みを展開しています。本年3月には、久万高原町（愛媛県）、いの町、大川村（高知県）に本市を加えた4市町村が「石鎚山系のブランド価値創造に向けた包括的連携協定」を締結しました。今後は県境を越えた4市町村が共同で、西日本最高峰である石鎚山に関するイベント開催や情報発信に取り組むこととしています。また、地方都市の経済を支える中小企業支援についても、瀬戸内工業

地域の中心都市である「愛媛ものづくり三都（新居浜市、西条市、四国中央市）」による広域連携を図り、人材確保や知名度向上にかかる取り組みを推進しています。

**未来に向けて期待感あふれる
「ワクワク度日本一」のまちへ**

西日本最高峰である石鎚山からの恵みを受け、本市には魅力あふれる地域資源が多く存在しています。

プロフィール

- ◆ 面積 509.98 km²
- ◆ 人口 11万1067人
- ◆ 世帯数 5万520世帯

〔将来都市像〕人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市

〔まちの特徴〕四国山地と瀬戸内海の豊かな自然に恵まれ、西日本最高峰石鎚山と名水百選の「うちぬき」が有名

〔市町村合併〕平成16年11月1日 西条市、東予市、丹原町、小松町が合併



西条市長
玉井敏久



〔特産品〕愛宕柿、はだか麦、七草、キウイフルーツ、絹かわなす、黒ばら海苔、鉄板ナポリタン

〔観光〕石鎚連峰、鉄道歴史パーク in SA-IJO、石鎚山ハイウェイオアシス館、本谷温泉、四国霊場（5カ寺）

〔イベント〕西条まつり、西条市おかげん祭、丹原七夕夏まつり、小松町ふるやう祭り、STONE HAMMERfes

す。私は市民の皆さまとともに「宝」多くの可能性」に息吹を注ぎ込んでいきたいと思っています。そして、私たちが暮らす西条に誰もが誇りや愛着を持ち、ほかの地域に住む方がうらやむような「ワクワク度日本一」のまちづくり」に果敢にチャレンジすることで、将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現を目指してまいります。

※面積は国土院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

う き
宇城市 (熊本県)

これぞ!
食の

イチオシ

**不知火海の恵み
塩トマト**



推薦者



経済部商工振興課

はしぐち れい
橋口 怜さん

宇城市は、東西に長く、海あり山ありの多彩な風景を持ったところ
です。その緑豊かな自然と大地の
恵みにはぐくまれ、たくさんさんの農
産物や海産物が生産されています。
その中でも、私がイチオシなのは、
不知火海しらぬいかいに面した土地で作られる
塩トマトです。ほのかに感じる塩味
が、甘味を引き立たせて、とても美
味しいです。お酒のおつまみとして
も、ヘルシーで最適です。地元の農
協では、通販も行っていますので、
ぜひ一度ご賞味ください。



“明治日本の産業革命遺産”として世界文化遺産に登録された
「三角西港」



面積 188.60km²

人口 5万9932人
(平成29年5月31日現在)

特産品 トマト、メロン、みかん、
イチゴ、デコポン、
ブドウ、ナス、ショウガ、
洋ラン、このしろ

※人口は「住民基本台帳」による。

市政

平成29年8月号

現下の国際情勢

全国市長会は6月6日、全国都市会館において「市長フォーラム2017」を開催しました。

フォーラムでは、松浦正人会長代理が開会あいさつを行った後、「現下の国際情勢」と題してキャノングローバル戦略研究所 外交安全保障研究主幹、外交政策研究所代表の宮家邦彦氏による講演が行われました。宮家氏はトランプ大統領が誕生した背景、力の真空が生じた際に国際情勢で起こること、さらには今後の北朝鮮情勢などについての分析を説明され、市長をはじめとした740名を超える参加者が耳を傾けました。さらに、講演の後には、出席市長との活発な意見交換も行われました。

ここでは、講演の模様をお届けします。



現下の国際情勢

キヤノングローバル戦略研究所 外交安全保障研究主幹、外交政策研究所代表

みやけくにひこ
宮家邦彦

トランプ大統領、誕生の背景

私は27年間にわたって外務省で勤務をしてきました。その間、どのようにして「パワー」（権力）を見るのか、ということをはたすら追求してきたのだと最近、思い至りました。パワーはマネーのように、目には見えないし、数えられない。貯めておけないし、利子もつかない。突然表れて、突然消えてしまいます。

ただし、パワーは動くことがあります。力の真空が生じたときです。これが国内で動くときと国内政治、国際的に動いたら国際政治、と私は考えます。本日はそうした私自身が培ってきたパワーの視座を中心に、現下の国際情勢についてお話ししたいと思います。

まずアメリカの情勢から見ていきましょう。昨年トランプ政権が誕生しました。この新政権は、裁判所、議会、情報機関、メディアと、たちどころにさまざまな相手と対立を深めています。私は学生時代の1976年からアメリカ大統領選挙を見てきましたが、このような新大統領

領府はかつて見たことがありません。

トランプ自身は今回選挙に出馬したのも初めてで、政治家の経験がありません。政治家であれば、選挙に勝利したら、統治をします。しかし、トランプはそもそも統治をしようとしていません。政権の中枢を見回しても、統治どころか、選挙の「キャンペーンモード」のブレーンも少なくありません。

トランプ自身、大統領就任以降もずっとキャンペーンモードです。なぜでしょうか。それはトランプ自体が、また大統領に選ばれようとしているからです。再び大統領に選ばれるには、昨年の投票パターンを繰り返すしかありません。だからこれからはキャンペーンモードを続けるはずなのです。

ところで、なぜトランプは大統領になれたのか、という点も分析してみましよう。2012年と2016年の大統領選挙の結果を比較すると、アメリカ50州のうち44州で結果が同じです。違ったのはアイオワ州、ウィスコンシン州、ミシガン州、オハイオ州、ペンシルベニア州、

フロリダ州の6州だけ。しかもフロリダ州を除けば、すべて五大湖周辺のラストベルトの地域（重工業が衰退した地域）です。

要はこの地域でトランプに投票した白人男性、ブルーカラー、低学歴の人たちが、怒っているのです。その背景には、外国からの移民に仕事を奪われたというほかに、もう一つ大きな要素があります。

それはアメリカの白人と非白人の比率の推移を見ればよく分かります。1970年代のアメリカは白人が圧倒的に多い国でしたが、2050年になると、白人が少数派の国になっています。それは既にカリフォルニア州で始まっています。また、平均収入を見ても、ダントツで高いのがアジア系で、次にヨーロッパ系が続くわけですが、ヒスパニック系、アフリカ系が追いついてきています。

「ダークサイド」の逆襲

1960年の公民権運動を機に、それまでのマイノリティが教育の機会を得て、台頭してき



残念ながらダークサイドはヨーロッパ中に広がっています。ヨーロッパ各地でナショナリズムが勃興し、極右政党が台頭しているのも、ダークサイドの膨張が原因です。

一体、われわれは今どこにいるのか、何が世界で起きているのか。歴史というのはある程度流れがあります。1945年以前は、ナショナリズム、ファシズム、ブロック経済の時代でした。その後、第二次世界大戦が起こって、これはまずいと国際主義を中心に、新しい均衡点に集約されました。それが1945年です。

それからしばらくは安定した時代が続いたのですが、冷戦が終わると、弱肉強食の時代になりました。そして、現在はグローバルバリゼーションの時代です。

このグローバルバリゼーションの波は止められません。ITもさらに機械化、技術化が進みます。つまり、私たちの「身体」、つまり経済はグローバルバーゼーションを続けながら、「頭」はナショナリズムの傾向を強めています。こういう腸捻転を起してしまっているのが現在という時代です。

今は恐らく1945年の均衡点から、次の均衡点へと移動中なのだと思います。その過程の中で、1945年から1970年代末までにつくられた、さまざまな国際機関、枠組み、約束が、大きく揺らいでいます。今後はナショナリズムの方向へ行くのか、インターナショナル

ムへ戻るのか。これが今問われているわけです。ところで、トランプは今後、議会での弾劾が進み、辞めることになるのか、という疑問をお持ちの方も多いでしょう。簡単に言うと、共和党の議員がトランプと一緒に中間選挙を戦うのが有利と思うかどうかにかかっています。今の時点で、トランプと一緒に中間選挙を戦うのはまずいと思ったら、すぐに弾劾が始まるでしょう。しかし、私はその可能性は低いと思っています。

今共和党は上院、下院とも多数を握っています。現時点ではとりあえずトランプを静かにさせておいて、通すべき法律を通した方が賢明だと考える共和党議員が多いと思うからです。

北方領土は返還されるか

次にロシアの情勢を見ていきましょう。ロシアの首都・モスクワは地政学的に見ると、カルパティア山脈、コーカサス山脈、ウラル山脈などもありますが、基本的には平らな地形です。

平らということは、強い敵に攻められると壊滅しかねないということを意味します。自然の要塞がないロシアが生き延びる上で、いかにこうした敵からの攻撃を防ぐかは大きな課題でした。そこで、ロシアがとった対策は、敵が来る前に、緩衝地帯をつくることでした。実際、ロシアは15、16、17世紀にかけて緩衝地帯をどんどん拡大していきました。周囲の国にとって、それはロシアの帝国主義に映りましたが、ロシアにとっては安全保障だったわけです。

た結果、既得権を持っていた白人がはじかれていくのです。はじかれた彼らは敗者となります。そして、不健全なナショナリズムとポピュリズムが合体し、一種の破壊願望を持ち合わせるようになる。これを私は「ダークサイド」と呼んでいるのですが、このダークサイドこそがトランプ大統領をつくった一因ともいえるでしょう。ダークサイドはアメリカだけの現象でしょうか。そうではありません。イギリスのEU離脱もそうでしょう。外国人がどんどんイギリス国内に入ってきて、仕事を奪っていく。そして、EUに入ったらいいことがあると思っていたのに、ブリュッセルの偉そうな連中に、国の将来まで決められている。そんなバカなことがあるかと、怒った人たちが国民投票でEU離脱に一票を投じた。つまり、ブレグジット（イギリスのEU離脱）はダークサイドの逆襲なのです。

実際、2014年になって、ロシアはようやくクリミアを併合しましたが、それを主導したプーチン大統領の支持率は約8割にまで高まりました。

日本人の大きな関心事である北方領土ですが、はたしてプーチンはいつ北方領土を返すでしょうか。状況は容易ではありません。クリミアを併合して国民から絶大な支持を受けたプーチンが、「北方領土だけは返しませう」と言えるかどうか。外交では何が起るか分かりませんが、近い将来に限って考えれば、極めて難しいと思います。

力の真空が生まれると何が起るか

次に中国です。中国は農耕民族の漢族と周りの遊牧民族とのせめぎ合いで成り立った国です。中央集権で国を運営していくことが中国に与えられた運命です。

現在の中国において、安全保障上、脆弱な地域はどこかという点、旧満州、太平洋側、ウイグル地区です。

中でも太平洋側は中国の富の大半が集中しています。富を形成する要件として、人、カネ、技術、エネルギー、資源が不可欠ですが、中国は「人」以外は外国から取り入れるしかない。輸送コストを考えると、陸上よりも海上輸送が適しています。つまり、中国の富は「海」が支えているのです。

その海のルートに立ちふさがるのが日米安保です。これが中国の太平洋側の脆弱な部分です。

いずれにせよ、こうした脆弱性により、それらの地域に力の真空が生じると、どういう事態が起るかということを私は常に考えています。

力の真空が実際に生まれたケースがあります。南シナ海です。昨年、その南沙諸島で中国による人工島の埋め立てが話題になりましたが、話は1991年にまでさかのぼります。

この1991年の時点まで、中国と南シナ海で領有権を争うフィリピンには、クラークという空軍基地、スービックという海軍基地がありました。何万人もの米軍人が駐留する巨大な米軍基地が、南シナ海をにらんでいました。力は満たされていたのです。

しかし、1991年11月、フィリピンの議会がアメリカとの基地協定の継続を拒否し、アメリカは基地を返還せざるを得ませんでした。すると、ここに巨大な力の真空が生まれます。それを埋めたのが中国です。1992年2月に領海法を制定し、南シナ海などを自国の領海だと明文化しました。それが出発点です。力の空白が生じると、パワーが動く一例といえるでしょう。

確かに、今の状況では中国が尖閣を取りに来ることは考えられません。しかし、見方を変えると、中国は尖閣に力の真空が生じるのを待っている状況といえるかもしれません。

中国は北朝鮮を見捨てない

世界にはさまざまな民族が存在しますが、基本的には2種類の民族しかないというのが私の考えです。一つは不幸な民族です。もう一つ

はもっと不幸な民族です。中でも、最も不幸な民族はドイツとロシアにはさまれたポーランドでしょう。朝鮮半島も大変な歴史を積み重ねてきました。

朝鮮半島は細長い半島ですが、東側は山岳地帯ですから、あまり使えません。従って、必然的に西側に人が集まるわけですが、敵が攻めてくると一気に海側に追い詰められます。頑張つて済州島まで泳ぎ着いても、そこを攻められたらおしまいです。このような地理的特性を、「戦略的重心が浅い」といいます。上海を攻められたら、重慶まで退却して態勢を整えられる、中





国のような戦略的重心が深い国とは大きな違いです。

そうした条件の下で、朝鮮半島が生き延びるためには、強国に面従腹背するしかありませんでした。冊封、朝貢をすることで、独立を守ってきたのです。

今後、北朝鮮に力の真空が生まれるとどうなるか。そして、米韓が、もしくは日米韓がこの空白を埋めるとなったらどうなるか。中国は自国の東北地方の安全保障の問題に直結しますから、黙ってはいないでしょう。

北朝鮮を患者に例えると、生命維持装置をつけられた状態といえます。時折、ブドウ糖の点滴を外されるときがありますが、いくらミサイ

ルを撃とうが、核実験をしようが、中国は生命維持装置だけは外しません。外した途端に、安全保障上、中国に不利益が生じる可能性が高いからです。従って、中国は、当分は北朝鮮を見捨てないでしょう。

韓国はどうでしょうか。韓国は1950年代のように、失うものは何もない、という状況ではありません。失うものが多すぎます。もし、韓国がアメリカと組んで北朝鮮と戦争したら、数週間で制圧できるでしょう。しかし、その間、38度線の下に備えられた、北朝鮮の高射砲が火を噴いて、ソウルは火の海になるかもしれません。すると韓国経済が致命的な打撃を受けます。そんな戦争をあえて韓国が起こすわけがありません。韓国ができない戦争をアメリカが仕掛けることも考えられません。

宥和政策が破たんするとき

振り返ると、各国は1994年以来、北朝鮮に対し、宥和政策を取り続けてきました。宥和政策とは、第二次世界大戦前に、イギリスのチェンバレン政権がヒトラーに対して譲歩を繰り返した、あの政策です。宥和政策がとられている間に、北朝鮮は核開発を続けてきました。

この宥和政策には最大の欠点があります。相手が妥協しない場合に、いつか破たんを迎えるということです。それこそが、ヒトラーによって第二次世界大戦が引き起こされた際の教訓です。北朝鮮は譲歩しません。核兵器開発を放棄しません。サダム・フセインやカダフィがアメリカ

カによって倒されたのは、核兵器を持っていなかったからだという頭で固まっているからです。

宥和政策による平和がいつまでも続く保証はありません。いつかMoment of Truth（真実の時）が来ます。それはいつのことか。ICBM（大陸間弾道ミサイル）に核弾頭が乗ったときでしょう。その時点で、アメリカにとって北朝鮮問題は、本土安全保障の問題となるのです。そう考えると、北朝鮮がやっていることは自殺行為です。ICBMをつくり、力を見せつけることによって、強い立場からアメリカと和平を結ぼうと考えていると思いますが、そうすればするほど、終わりが近づくともいえます。

ところで、今後、そうした有事が起こった際に、私が危惧している点について最後にお話します。軍隊は3の倍数で成り立っています。ある部隊が戦場で戦っているときには、2番目の部隊が準備をする。3番目の部隊はメンテナンスを行うとともに、負傷兵の治療をします。アメリカの空母は現在11隻あります。つまり、最大でも4隻しか同時期に運用はできません。そのときに朝鮮半島有事が起こればどうなるか。もしくは、同時に中東で国際的なクライシスが起こり、増援部隊が必要になったときに、米軍の虎の子の部隊をどう振り分けるのか。南シナ海が空白になればどうなるのか。答えは容易に見つかりませんが、こうしたことも私たちは具体的に考えていかなければいけないと思います。

（本フォーラムの内容は、市政担当部で取りまとめております）

特集

まちづくりの基盤 「土地利用行政」の新たな形

人口減少・超高齢社会を迎える中、都市自治体が実情に応じた土地利用を計画し、持続可能なまちづくり推進の上で、土地利用のマネジメントが重要性を増しています。全国市長会では「土地利用行政のあり方に関する研究会」を設置して、これまで5回の研究会の開催のほか、土地利用行政に関するアンケート調査・現地調査を実施しています。

今回の特集では、同研究会の提言内容をご紹介しますとともに、座長の東金市長に研究会での議論を振り返っていただきました。さらに、土地利用行政の現状と課題などについて有識者のご意見と、関連の取り組みを行う都市自治体の事例をご紹介します。

特別提言

土地利用行政のあり方に関する特別提言
全国市長会

研究会座長 報告

『土地利用行政のあり方に関する研究会』を
振り返って

全国市長会土地利用行政のあり方に関する研究会 座長 東金市長 志賀直温

寄稿 1

都市計画行政の課題とこれから

東京工業大学環境・社会理工学院教授 中井検裕

寄稿 2

伊豆市の成功と挫折

伊豆市長 菊地 豊

寄稿 3

丹波篠山から

篠山市長 酒井隆明



土地利用行政のあり方に関する特別提言

平成29年6月7日

全国市長会

我が国は、超高齢・人口減少社会に移行し、空き地・空き家、耕作放棄地や荒廃森林が増加する一方、一部において無秩序な開発が散見される。また、所有者不明土地の増加で公共事業の執行に支障が生じたり、近年設置が相次いでいる太陽光発電施設の中には防災や景観上問題のあるものが発生するなど、地域社会では土地利用について様々な課題が浮き彫りとなっている。

こうした都市の『縮退』・低密度化や農山漁村における課題を解決するためには、経済的な成長や人口増加を前提とした従来の土地利用の仕組から、超高齢・人口減少時代に適的な土地利用の仕組に転換することが必要となっている。

そして、その際に何よりも重要なことは、住民の意向や地域の実情を土地利用に反映することであり、そのためには、土地利用の現場である都市自治体において、一元的な土地利用行政を実現することが求められる。

以上の認識に立って、次のとおり提言を行う。

I 一元的・包括的な土地利用行政が求められる背景

元来、都市的土地空間と農山漁村等の非都市的土地空間は、連続した空間領域であり、相互に関連し、依存しあう性格を有している。我が国においては、近代化以降、都市と農山漁村、森林は機能的に区分され、それぞれ別個の法制度によって計画・管理されるようになったが、都市化が進展し、都市、農村の区別なく成熟社会を迎えている現代にあつては、これらの土地空間の相互依存性はますます強まっており、一元的・包括的に計画・管理することが望まれる。

1 超高齢・人口減少社会への移行

我が国は、超高齢・人口減少社会に移行し、地域社会には様々な課題が生じている。

(1) 都市の「縮退」・低密度化に伴う課題

人口減少と日常生活圏の広域化は、従来の人口フレームを基本としたまちづくり（都市計画）が想定していない状況を生み出している。

マクロに見れば、市街地の拡大が依然として続いている一方で、市街地の内部において

は、空き地・空き家の増加といった都市の「縮退」・低密度化が進行している。また、人口減少の中で公共施設の維持管理・施設の適正配置が課題となっている。さらに、都市における憩いの場であり防災機能としても緑地や農地の果たす役割が注目される中、その一翼を担う都市内の緑地や市街化区域内農地の保全の担い手は減少している。

(2) 農山漁村における課題

農山漁村においても、耕作放棄地や荒廃森林の増加といった課題が生じているなど、担い手によって継続的に生産活動・管理が行われることを前提とする従来の土地利用政策が想定していない状況が生じている。

(3) 日常生活圏の広域化に伴う課題

教育、商業、医療、就業面での日常生活圏は拡大しており、学校の統廃合に伴う通学手段の確保の問題が生じたり、地域によっては、生鮮食料品や日常生活用品の入手に支障が生じたり、医療サービスに支障が生じたりするといった課題が生じている。

2 土地利用における地域の課題

(1) 都市計画区域外や非線引き区域における

一部の無秩序な開発

都市計画区域外や非線引き区域においては、一部において無秩序な開発が散見され、隣接する都市計画区域内の計画的開発との整合性が取れなくなっている。また、無秩序な開発が進行した地域での都市基盤整備にも困難が生じている。

(2) 都市計画決定の見直しの必要性

人口増加を前提として決定した都市計画道路など都市施設のうち、人口減少下で不要となってきたものについて、柔軟に都市計画決定の見直しを行うことが必要となっている。

(3) 農業振興地域における開発の抑制

農業振興地域においては、農産物直売所、農家レストラン、工業用地の確保など、農地から産業用地への柔軟な土地利用の変更等が求められているが、農業振興地域の変更、農地転用許可には厳しい条件が付されている。また、農地区分は周辺状況の変化に伴って変わるため、いわゆる農振白地地域の開発により、隣接する農振農用地が優良農地でなくなり農用地から除外される「道連れ」が生じてしまう等の問題もある。

(4) 法が想定していない構造物への対応の困難性

太陽光発電施設が防災上問題となる斜面に設置されたり、景観上の支障が生じる等の事例が全国各地で見られるが、既存法令の規制では不十分であり、市町村が独自の条例で対

応しているのが現状である。

(5) 市町村合併に伴う課題

市町村合併によって多くの都市自治体の区域が拡大し、都市自治体は都市部・農村部を包含した多様性に富む地域の経営主体として、様々な土地空間の管理を担うこととなった。都市自治体の財政状況や今後のインフラ更新を考えても、市域全体を対象とした計画的なまちづくり・土地利用が課題となっている。

(6) 縦割り・多重行政の弊害

土地利用に係る法・計画体系や運用の実態をみると、都市的土地利用については都市計画法、農業的土地利用については農地法・農振法といったように、縦割り・多重行政となっている。また、農地転用許可と都市計画法上の開発許可が一体的になされないことで、農地転用許可後、適切な利用がなされず、空き地化や資材置き場化する場合も散見される。さらに、都道府県との調整に時間を要し、必要な土地利用及び土地利用の規制ができなくなる事態も生じている。

II 提言

我が国は、超高齢・人口減少社会に移行し、地域社会には様々な課題が生じており、都市自治体は、これらに対応するため、土地空間を資源として有効に活用することが必要となる。また、土地利用に係る広域的調整や、防災、水源管理、自然景観・生態系保全等の観

点から自然環境の維持・保全を行うことが極めて重要となっている。

1 超高齢・人口減少時代に適した制度への転換

経済的な成長や人口増加を前提とした市街地の拡大を念頭に置いた土地利用の仕組から、都市の「縮退」・低密度化や農山漁村における課題等を踏まえた、超高齢・人口減少時代に適的な、総合的な視点による土地利用の仕組へと転換すること。

すなわち、防災、水源管理、自然・生態系保全、グリーンインフラ等の観点から、無秩序な開発を防止し、非都市的な土地空間を保全・活用するとともに、コンパクトシティ化やファシリティマネジメントなど都市的な土地の再利用・再開発を行うことが重要となっている。こうした都市自治体の取組を支援すること。

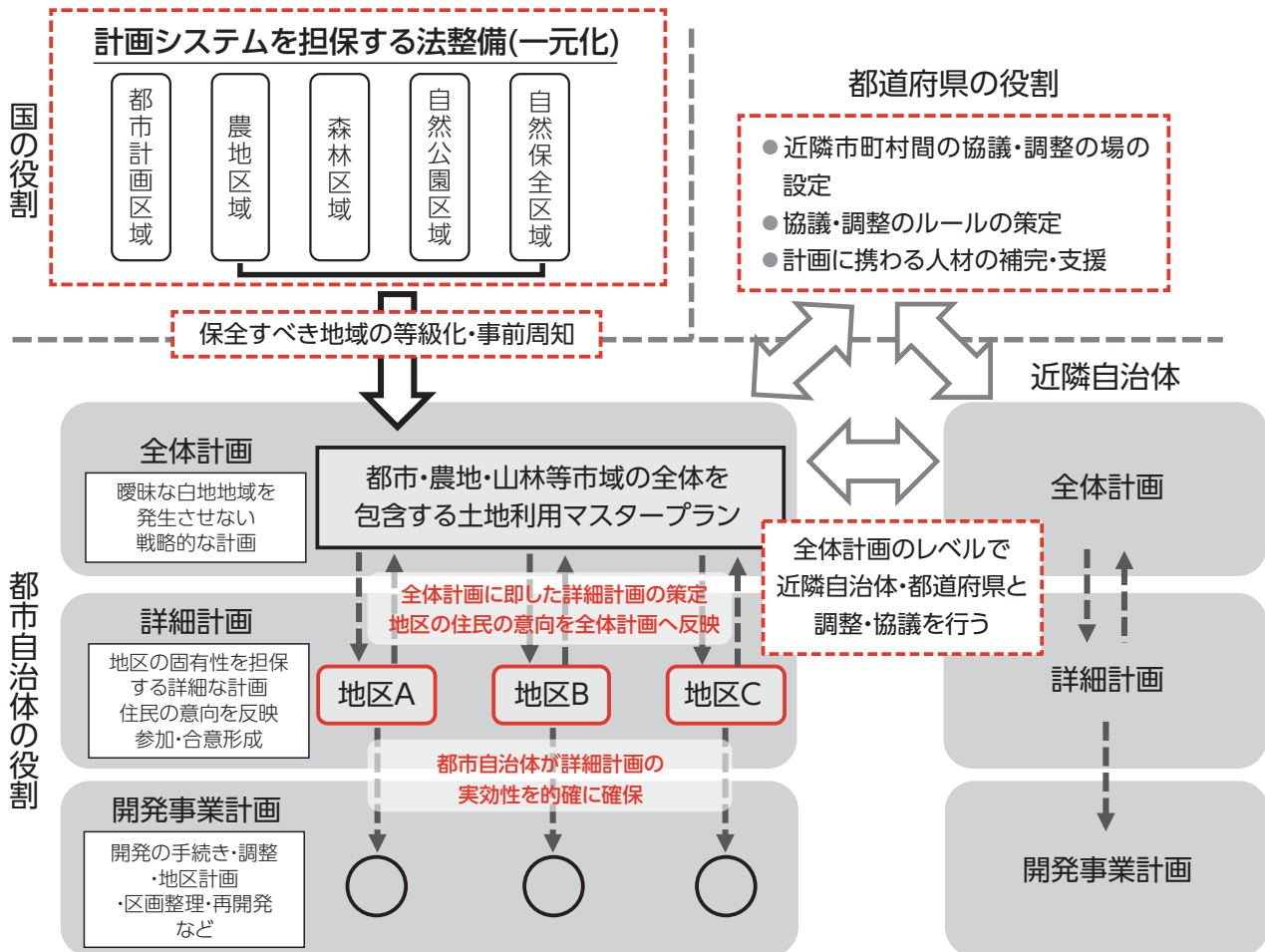
2 都市自治体による都市と農山漁村を包摂した一元的な土地利用行政の確立

超高齢・人口減少社会に移行する中で、何よりも住民の意向や地域の実情を反映した土地利用が求められている。土地利用は、住民が自らのまちを守り育てていくための最も重要な手段の一つであり、地方分権改革の方向性とも一致している。

このため、土地利用の現場である都市自治体レベルにおいて、都市的土地利用と非都市的土地利用を含めた一元的な土地利用行政を実現するための計画体系（都市・農地・山林

計画体系の全体イメージ図

(都市自治体の計画体系と国・都道府県・近隣自治体との関係性)



等市域の全体を包含する土地利用マスタープランを軸とした計画の仕組）・法体系を構築すること（計画体系の全体イメージ図「参照」）。

3 「計画なくして開発なし」の仕組の構築

都市自治体が意思決定した市域全体の計画体系に法的拘束力を付与し、これに基づかなければ新たな土地利用を行うことができないことを基本とする、「計画なくして開発なし」の仕組を構築すること。

関連して、農地や森林については、当該地域を保全の必要度に応じて等級化した規制状況を事前に周知する仕組を構築すること。

また、土地利用の計画の実効性を担保するため、建築物の用途や高さ・容積率といった、まちづくりに関係する規制を都市自治体が的確に行うことができる仕組を検討すること。

4 土地利用行政の展開のために必要な権限・事務の移譲、規律密度の緩和

(1) 権限・事務の移譲、規律密度の緩和の方向性

土地利用法制の多くは全国一律の規制となっているが、地域の実情や住民の意向を踏まえて策定された計画に基づいて、都市自治体が自主的かつ総合的な土地利用行政を展開できるよう、都市自治体へ必要な権限・事務を移譲するとともに、その実施に係る裁量を広く認めること。

また、計画策定や区域指定等に係る権限と許可事務については、都市自治体への一元化を図ること。

(2) 都市自治体への権限の移譲

土地利用に係る以下の権限について、都市自治体への権限の移譲を行うこと。

ア 都市計画の線引き権限の移譲

都市計画に係る権限については、そのほとんどが都市自治体へ移譲されてきたが、残る都市計画の線引きの権限についても、政令指定都市以外の都市自治体へも移譲すること。

イ 農業振興地域の変更権限の移譲

農地転用許可権限については、指定市町村への移譲が行われたが、残る農業振興地域の変更の権限についても、都市自治体への移譲を行うこと。

ウ 特別区への用途地域指定権限の移譲

用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度の一つであり、都市構造や都市機能の骨格に即して定める、地域に密着した制度であることから、他の市町村と同様に、用途地域の指定権限を特別区へも移譲すること。

(3)「手挙げ方式」の活用などによる段階的な権限・事務の移譲

都市自治体の規模に応じて権限・事務を移譲したり、移譲を希望する都市自治体の自主性を尊重して、希望する権限・事務を選択的に移譲する「手挙げ方式」を導入したりするなど、段階的に権限・事務の一元化を進めること。

(4) 規律密度の緩和

法律による規律密度について、例えば、条例による用途規制の強化や開発行為の対象の追加、住民周知手続の追加ができるようになるなど、規律密度をより緩和し、画一性を排した柔軟な仕組を構築すること。

5 既存の法令の対象とならない行為の規制

太陽光発電施設や資材置き場など既存の法令の対象とならない土地利用について、より小規模な開発についても開発許可の対象として、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」において防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から基準を策定して許可するなど、法的規制を行うこと。

6 社会状況の変化に即した都市施設等の計画の見直し

人口増加を前提として決定した都市計画道路といった都市施設等の整備について、地域の実情や人口減少・縮退といった社会状況の変化に即した適切な土地利用が行われるよう、市町村の計画や意向を反映しながら、速やかに見直しを進めること。

7 土地利用行政の展開に向けた所有者不明土地への対応

土地空間の一体的有効利用等への阻害要因となっている所有者不明土地について、国は、都市自治体が所有者不明のまま土地利用

用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組を法令整備も含めて構築すること。あわせて、所有者とその所在を明確化するため相続登記等のあり方について検討すること。

8 土地利用に係る広域的調整及び自然環境の維持・保全等の仕組の構築

土地利用に係る広域的調整は、関係市町村相互の調整や都道府県による協議等を通じて行うことを原則とすること。また、地域や都市自治体の自主性の尊重と広域的観点からの効率的な土地利用の両立を図るべく、都市自治体の計画を優先することを基本としつつ、都市自治体の計画と広域的な計画との整合性を確保すること。

また、広域的視点を踏まえ、非都市的な土地利用がなされている地域では、防災、水源管理、自然景観・生態系保全等のために必要な保全・管理を行うことができる仕組を構築すること。

9 土地利用行政の展開のために必要な人材の育成・確保

土地利用行政の中核を担うべき都市自治体が効果的かつ円滑な土地利用行政を行うために、都市自治体の行政を補完する立場から、国・都道府県は、人的支援や、研修等、職員的能力向上手法・機会の提供を含めた専門性の向上のための支援を行うこと。

『土地利用行政のあり方に関する研究会』を振り返って

全国市長会土地利用行政のあり方に関する研究会 座長 東金市長（千葉県）

志賀直温



はじめに

「土地利用行政のあり方に関する研究会」は、昨年7月に（公財）日本都市センターの協力を得て設置され、約1年をかけて、市長委員と学識者委員との協議を行い、提言・報告書を取りまとめ、5月25日、私と座長代理の牧野・飯田市長から松浦会長代理（当時）に提言・報告書を提出した。また、6月7日開催の第87回全国市長会議（総会）では、私から「土地利用行政のあり方に関する特別提言」を提案し、原案のとおり決定された。

研究会の委員市区長、学識者各位のご協力に感謝申し上げますとともに、以下では、研究会での取り組みや経緯等についてご紹介したい。

研究会設置の経緯

昨年度の「多世代交流・共生のまちづくりに関する特別提言」で、都市自治体が総合的な土地利用を行うための法整備の検討の必

要性が指摘されたように、市街地や農地・森林等は連続した空間領域であり、これらの土地空間の相互依存性は強まっている。超高齢・人口減少社会に移行したわが国では、空き地・空き家、耕作放棄地や所有者不明土地の増加、太陽光発電施設等の立地に伴う防災・景観上の問題の発生等、従来の土地利用制度が想定しなかったさまざまな課題が生じている。また、現在の法・計画体系は重層的で複雑であり、土地利用行政の現場にさまざまな支障をもたらしている。

そこで、われわれ都市自治体が各々の実情に応じながら主体的な土地利用を計画し、総合的なまちづくりを推進していくことができるよう、土地利用行政のあり方について調査研究を行うべく、政策推進委員会の下に研究会が設置された。

研究会の設置に当たり、会長から座長として私、座長代理には牧野・飯田市長が指名され、地域性等を考慮しながら市区長委

員が指名された。また、専門的な意見を求めるために、中井・東京工業大学教授（座長代理）をはじめ計4名の学識者を加え、総勢30名の参画を得て議論が始まった。

都市部と農村部の一元的管理のあり方 — 研究会での議論から —

昨年8月31日、第1回研究会が開催された。会議では、中井座長代理から、都市部・農村部の一元的な土地利用管理が必要との本研究会の観点から、現行規制の課題整理とともに、新たな一元的土地利用管理制度の試案が示された。

第2回研究会では、酒井・篠山市長から、田園環境と都市機能の調和を図るための市でのさまざまな取り組みの紹介と、国や都道府県の責任による保全等についての問題提起が、内海・駒澤大学教授から、総合的土地利用を考える上で重要となる論点や、「自治体の自主性の表れ」である条例を用いた事例の紹介がなされた。



研究会報告書を会長代理に提出(左から東金市長、飯田市長、松浦会長代理(当時))

第3回研究会では、村上・筑波大学教授から、都市部と農村部の一体的整備、保全と開発のあり方について、英国の田園都市論からの示唆とともに、環境・国土保全の側面から「グリーンインフラ」の手法や、景観法・景観計画の活用の有効性について指摘があった。

第4回、第5回研究会では、アンケート調査と現地調査(後述)の結果報告、提言と報告書の取りまとめについて意見交換を

行った(各回の講演・議論の概要については、報告書を参照)。

各回とも、市長委員による土地利用行政の現場の視点と、学識者の専門的な視点により、まさに理論と現場の実態の両方を踏まえた、より有意義な議論を展開することができたと思っている。

現場の課題と取り組み

―アンケート調査・現地調査結果から―

研究会では、土地利用に関する課題や実態、特徴的・先進的な取り組み等を把握するため、全都市自治体(9月時点)を対象としたアンケート調査と、こうした取り組みを行っている都市自治体を対象とする現地調査を実施した。

アンケート調査では、7割を超える都市自治体から回答が寄せられ、土地利用行政をめぐる各都市自治体の関心や課題認識の高さが窺えた。

回答結果によると、空き家・耕作放棄地等の増加への対応や、公共施設の再配置といった人口減少等を背景とする課題に多くの都市自治体が直面していることが確認された。法制度上の課題としては、土地利用基本計画の形骸化のほか、人口減少等の社会情勢や地方都市の実情に対応していないこと、空き家や耕作放棄地等への対応が困難であること等が挙げられ、人口減少社会



研究会の開催風景

に適した制度の必要性が浮き彫りになった。また、半数以上の都市自治体において、「計画白地」等で何らかの課題が生じており、特に小規模な開発や太陽光発電施設の立地を適切に規制・管理することが難しいといった声が寄せられた。さらに、国・都道府県の関与のあり方や土地利用行政を担う体制の課題についても多くの回答があった。

現地調査では、関係部署間や県との連携の取り組み、市域全体の土地利用計画等の

仕組みの構築、独自条例によるすべての土地の区画・形質、利用目的の変更手続のルール化等、現行制度にさまざまな支障がある中で、都市自治体が主体性を発揮しながらさまざまな取り組みを行っていることが明らかにになった。

研究会の成果

研究会での議論や調査結果をもとに、研



記者発表の様子

究会の成果として、「土地利用行政のあり方に関する研究会報告書」を取りまとめた。報告書では、提言(本誌32頁参照)のほか、提言の背景となる現状分析や新たな土地利用制度の構築に向けた提案等を示すとともに、学識者委員による考察や課題提起等を収録した。また、アンケート調査や現地調査の結果等も掲載している。

この提言を含む報告書は、各委員の積極的な研究会運営への参画と協力、そして、調査への各都市自治体の協力が大きな成果として反映されたものであり、心から感謝している。

超高齢・人口減少時代に適した土地利用の仕組みの構築に向けて

今回の提言では、超高齢・人口減少時代に適合的な新たな土地利用の仕組みに転換し、地域における開発や保全を都市自治体が一元的・包括的に計画・管理するために、都市、農地、森林など市域全体をカバーする土地利用計画を策定し、計画に基づかなければ開発を行うことができないとする「計画なくして開発なし」の仕組み等を提案した。

研究会では、人口動態や地勢、地域性等、各都市の置かれた多様な実情を反映してさまざまな意見が出された。そうした中で、都市自治体が計画を定めて土地利用を進め

るといふこの仕組みについて一定の共通理解が得られたことは、地域の土地利用上のさまざまな課題を解決するために、各市長が真剣に議論を積み重ねた結果であると思っている。

こうした超高齢・人口減少時代、そして分権型社会に適した仕組みのもと、「手挙げ方式」等を活用し、都市自治体が主体的かつ総合的に土地利用行政を展開するために必要な権限の移譲等も行われる必要がある。またその際には、都道府県や周辺自治体との広域的調整や、自然環境の保全等の仕組みの構築も望まれる。

このほか、所有者不明土地の増加や社会状況の変化に即した計画の見直し、太陽光発電施設の立地等規制の困難な土地利用のあり方等についても提言している。これらの課題には、国の早急な対応を求めたい。

土地利用行政を展開する際に何よりも重要なことは、住民の意向や地域の実情を土地利用に反映することである。そのためには、土地利用の現場である都市自治体において一元的な土地利用行政が実現できるよう、国において必要な仕組みの構築に向けた検討を期待したい。そして、我々都市自治体としても、住民の意向や地域の実情を踏まえた主体的な土地利用行政にいつそう取り組んでまいりたいと思っている。

都市計画行政の課題とこれから

東京工業大学環境・社会理工学院教授

なかいのりひろ
中井 検裕



はじめに

欧米で近代の都市計画が誕生しておおむね150年、わが国の最初の都市計画法制から100年、そして現行都市計画法が間もなく50年を迎えようとしている。これまでのわが国の都市計画を一言で言えば、成長する都市を前提に、必要な基盤施設の整備と、旺盛な開発圧力を背景とした土地利用の整除ということに尽きるように思う。それに対して、人口減少・超高齢化社会を迎えた今、目指すべき都市像は「コンパクト＋ネットワーク」ということでおおむね共有されてきているように思われるが、一方、それを実現する制度については、2014年の都市再生特別措置法の改正で創設された立地適正化計画制度など、一部先行的に導入が進められているものもあるが、土地利用と都市施設のあり方を決める大元の都市計画制度がこれからどうあるべきかは、本格的な検討が始まったばかりである。

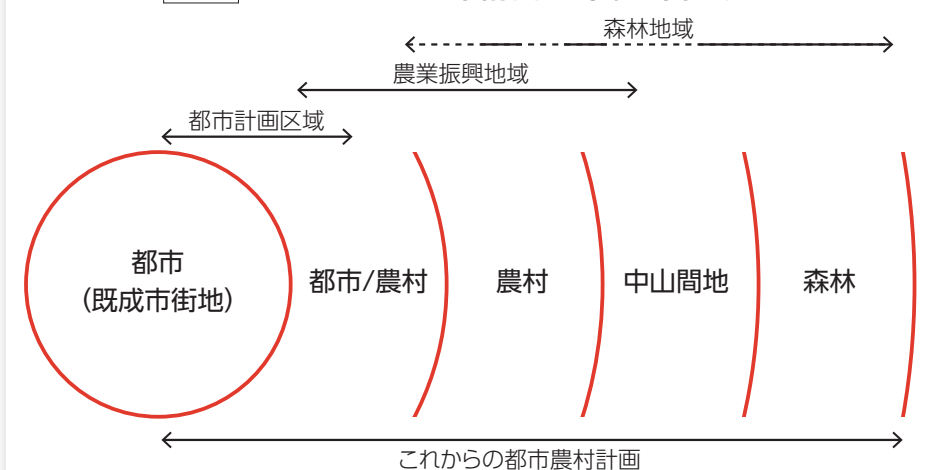
筆者は、これからの都市計画制度の大きな方向性は、対象とする①空間を拡大し、②時間軸を延長する、の2点であると考えている。以下ではこの2点について、もう少し詳しく述べてみたい。

第1の方向…対象空間の拡大

第1に、これからの都市計画は、都市という限られた空間でなく、究極的には欧米のように、国土全体を対象とし、それを一元的に計画・管理する都市農村計画とすることである(図1)。

20世紀後半にわが国の市街地は、周辺市街地を飲み込みながら外側に向かって大きく拡大し、今や生活圏は1つの都市を超えて大きく広がっている。このような市街地の状況に対するわが国の土地利用管理に関する現行法体系は、まず国土を都市、農業、森林、自然公園、自然保全の5地域に区分し、そのそれぞれに個別法によって土地利用の計画管理の体系を用意する、いわば用

図1 これからの都市計画：対象空間の拡大



途別の土地利用管理体系をとっている。しかも、こうした用途別の土地利用管理の基本構造は、当該用途にとって相対的に重要な地域とそうでない地域に分割し、前者の地域においては相対的に厳密な管理を、後者において比較的緩やかな管理を適用する形となっているため、後者が重なるいわゆる「白地区域」において、わが国の土地利用の抱える問題の少なからぬ部分が集中していることはよく知られた事実である。

戦前から戦後にかけての日本の都市計画の思想的にも実務的にもリーダーの1人であった石川栄耀は、1943年に『都市の生態』という著作の中で、「近日の都市計画は、都市でもなく村でもなく、都市と村の融合せるもの、強いて文字を探すなら『郷』であり、郷こそは100年後の都市の相である」と述べている。成長の時代は、都市環境が農村環境を一方的に侵略する対立の時代であったが、少なくとも人口減少が不可避のわが国においては、都市も不規則に多孔質化していき、ますます都市環境と自然環境の融合的環境を実現することの重要性が高まっている。これからの都市農村計画は、これまでのように都市は都市システムの中でとらえ、農村は農村システムの中でとらえるというのではなく、都市環境と自然を含む農村環境は相互に依存する大きな1つの環境システムであり、従って、都市も農村もなく、これらを一元的にとらえるもの

である必要がある。

第2の方向…時間軸の拡張

第2に、これからの都市計画は、対象とする時間軸を延長して考える必要がある。

これまでの都市計画は、土地利用にしろ都市施設にしろ、まず計画を策定し、前者であれば規制・誘導という手段で、後者であれば事業という手段で望ましい市街地を整備、実現してきた。都市が成長する時代

には、何しろ基盤施設を整備することが重要だったし、また、好ましくない開発や建築行為が登場しないようにすることが第一であり、とりあえずそういったものの登場の機会である整備に着目し、コントロールすることに集中してきたのである。さらに言えば、成長の時代は、整備まで行っておけば、後は土地利用であれば望ましい土地利用が継続し、都市施設であれば必要な施設として市民の利用が継続するとの前提がおおむね成立しており、従って、望ましい市街地像の実現は望ましい都市活動の実現とほぼ同義と考えられていたといえよう。

しかし、本格的な人口減少時代を迎えた今日では、こうした前提が成り立たなくなってきた。都市施設にしろ土地利用にしろ、重要なのは整備よりも、むしろその後の管理運営の局面と言っても過言ではない。例えば、近年大きな問題となっている空き家は、整備や開発にあたらないうことはもち

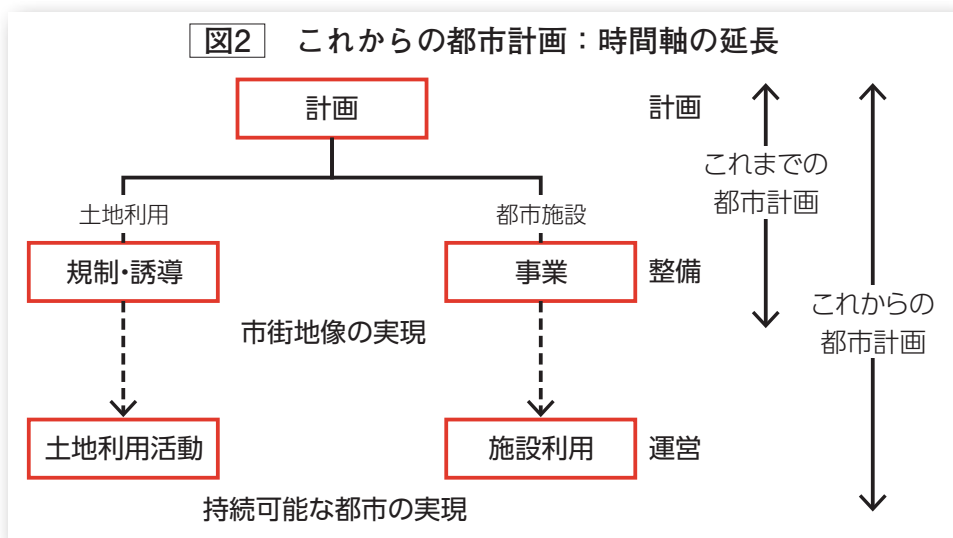
ろん、用途変更ですらなく、単に利用主体がいなくなる現象にほかならない。すなわち、土地利用の形態と土地利用の活動が一致しないことから生じている問題であり、整備後の管理運営の段階に着目しなければ、とらえることができない現象である。言い換えれば、都市づくり、まちづくりの関心は、何に利用されるべきか (what to use) から、どのように利用されているか (how to use) へ拡大しているということである。

近年、都市において有意義な活動として注目を集めるようになっていくエリアマネジメントは、こうした管理運営を対象としたものであり、現在のところ都市計画制度の不備を補完するものと理解することができるが、都市計画制度もその対象を、「計画」「整備」から、「計画」「整備」「運営」と時間軸を拡張していき、エリアマネジメントのような行為を積極的に取り込んでいく必要がある(図2)。

市町村の役割

こうしたこれからの都市計画制度においては、やはり市町村が中心的な主体となることが期待される。分権が進んでいくとはいえ、都市計画制度においても農村計画制度においても、行政権限は市町村と都道府県で混在しており、究極的には権限はすべて市町村に一元化することが望ましい。ただし、以下の2点には、

図2 これからの都市計画：時間軸の延長



留意する必要がある。第1は、広域調整である。分権が進めば、必然的に意思決定の空間的単位は小さくなっていく。一方で、既に述べたように、モータリゼーションを主因に都市は巨大化し、もともと独立していた都市も一体化し

ていっており、このギャップを埋めるための意思決定の広域調整は不可欠である。一時期大きな問題となった大規模集客施設の立地調整はその典型であるが、生活圏が拡大している状況で「コンパクト+ネットワーク」を目指すのであれば、これまでに以上に広域調整が重要となる。これには、例えば都市圏域を構成する市町村に、都道府県を加えた協議体を組成し、広域でマスタープランを策定したり、一市町村を超えるような影響を有する土地利用が登場する際には、協議体での協議を義務付けるなどの仕組みが考えられよう。

第2は、市町村行政を担う職員のマンパワーの問題である。今般、日本都市センターが自治体に対して行った調査¹⁾においても、都市計画業務に専任の職員は、人口が5万人以下の自治体では1人以下が41%、1~3人が37%となっており、人口が5~10万人規模となっても、それぞれ19%、43%と、かなりの程度に脆弱^{ぜいじやく}と言わざるを得ない。そもそも、都市計画の対象空間を都市農村計画へと拡大し、さらに、限定された「整備」という一断面から時間軸を拡張して地域の細やかな空間管理を常態的に行うことは、行政の資源の限界をはるかに超えている。従って、中心的主体は市町村であるとの原則の下、一方では、例えば必要であれば都

道府県への逆委任を認めるような仕組みによって事務負担の適正化を図るとともに、他方では、特にマネジメントの領域においてこれまで以上に民間や市民との連携を進め、さらには単なる関与を超えて、民間や市民が主体となった都市マネジメントを積極的に考えていかねばならないだろう。

おわりに

今般、全国市長会では、政策推進委員会のもとに「土地利用行政のあり方に関する研究会」を設置し、本年5月25日に提言をとりまとめたが、これは主に本稿で述べた第1の方向性、対象空間の拡大に対応するものである。

一方、国の社会資本整備審議会都市計画部会に設置された都市計画基本問題小委員会は、本年2月から主に第2の方向性、時間軸の拡張への対応を議論してきており、7月12日に中間とりまとめを行った。基本問題小委員会の議論は今後も続くものと理解しているが、いずれ第1の方向性が議論の俎上^{そうじょう}にのぼる際には、市長会の提言が参考とされることを期待している。

注1) 土地利用行政のあり方に関する研究会「土地利用行政のあり方に関する研究会報告書」全国市長会政策推進委員会・（公財）日本都市センター、2017年5月

伊豆市の成功と挫折

伊豆市長（静岡県）

菊地 豊



序

伊豆市は平成16年に修善寺、中伊豆、天城湯ヶ島、土肥の4町合併により発足した。人口が40000〜1万50000人のそれぞれの町の形を存続させたのでは未来は拓けない。人口3万人としての新たなまちの形を作ることが新市（未来）の建設であり、今なおその途上にあるが、これまでの成功と挫折をここに紹介したい。

都市計画の見直し

平成19年、私は翌年の市長選挙を視野に入れて市内を歩き回り、1万3000世帯を3回回した。その際多くの市民から耳に入ったのは「修善寺地区の線引きを廃止して欲しい」という強い要望であった。自衛隊を退職したばかりで地方行政に疎い私は「県の都市計画は廃止して、市が独自の条例で決めればよい」と安易に考えていたが、それが

いかに困難な山であったことか、すぐに知るところとなる。

市長に就任してあらためて痛感したことは、人口減少の激しさであった。20年前、伊豆市を構成する旧4町で生まれていた子供は300人以上、従って最近の成人式は、にらやま 蜷山・伊豆長岡・大仁の3町が合併した伊豆の国市や田方郡に残った函南町並みにとてもにぎやかである。だが、この20年間で伊豆市だけが出生数が激減し、今や当時の半分以下にまで落ちている。伊豆の国市、函南町の出生数は現在も300人レベルを維持しているにもかかわらず、である。進学のために18歳でこの地を離れ、48歳で戻った私はちょうど30年の間故郷を不在にした。「若い人たちが少しずつ減っていった」という状況を知らず、一気に人口減少の現実に直面した。しかし、ずっと故郷を守ってくれた人たちは、逆にこの実感が弱い。20年前と言えば、65歳の方は45歳、感覚的には

「ちょっと前」なのである。「ちょっと前」までは元気だったこの地が、自分だけ弱っている感じはしない。私とシニア市民の間に存する認識のギャップが、自分にとっての原動力でもあり、時に政策推進において思わぬ反対や困難を生ぜしめることにもなる。

若者世代の人口流出を緩和するためには、都市計画の見直し、とりわけ線引きにも関連があることは直感できた。昭和46年、修善寺町は田方広域都市計画区域に入った。伝え聞くところによると、狩野川流域下水道事業に参加することが主目的だったそうである。昭和51年に線引きされたが、当時の修善寺温泉は飛ぶ鳥を落とす勢い、また温泉場以外の地区でも高度経済成長の恩恵に浴しており、人口が減る、職場を失うなど想像になく、雇用先の給与で生活費を得るようになった人たちが、伝統でもあり、主食確保でもある稲作を続けることは自然なことであった。むしろ「余所者に移り住ん

で欲しくない」という感情が強かったのである。さらに、「都市計画は未来永劫変えられないものではなく、5年ごとに見直しから」という説明も安心材料であつたらしい。

しかしその後、状況は大きく変わる。伊豆半島の主要産業である観光をみると、観光交流客数は約7300万人（昭和63年）、宿泊客数は約2000万人（平成3年）をピークに、今ではそれぞれ約4000万人、約1000万人と半減である。経済が縮小して人口が増えることは考えにくく、都市計画を導入した旧修善寺町でも昭和50年以降人口が増えていない。一方、市街化区域は旧修善寺町域の3%のみで、これまで拡大したことはない。そして交通利便性が高い伊豆箱根鉄道牧之郷駅の周辺、県立高校や2つの小学校の周辺などを市街化調整区域として40年間維持した結果、通勤や子供の高校通学などで利便性の高い地区での居住を求めた若者世代の市外流出を防止することができなかった。

首都圏に奪われるのなら諦めもつくが、社会的流出先はお隣の伊豆の国市が最も多く、次に三島・沼津エリアである。伊豆市内に住むことができるのにあえて若者が出ていく現実に対して、戦わないという選択肢は市長にはない。

人口減少が進む中山間地で線引き廃止を

含む都市計画の見直しが実現した背景は、全国市長会政策推進委員会が取りまとめた「土地利用行政のあり方に関する研究会報告書」（平成29年5月）131～136ページをご覧いただきたい。国、県、有識者を巻き込んだ垂直的調整、近隣市町との水平的調整が功を奏したが、田方広域の伊豆の国市、函南町にご理解いただいたのは幸運であつた。広域からの独立に反対されてもおかしくなかつたのだが、わが市の特性と現状をよく理解され、むしろ支援していただいた。

都市計画見直しはシンボリックに即効力を発揮した。伊豆の国市との市境（狩野川）を越えた伊豆市の玄関口には、長年典型的な廃墟があつた。市街化調整区域にあり、解体撤去すると開発の制度上新たな土地利用は制約を受ける。と言って、内部改修で事業を行える状況をとうに過ぎていた。どうにも対処のしようがなかつた廃墟の解体に着手したのは都市計画見直し後の5月である。川向こうの工業地域を見ながら、解体作業は進んでいる。

文教ガーデンシティ事業の挫折

都市計画の見直しだけでは伊豆市の未来は拓けない。これをもって民間開発の圧力が生じるだけの活力がないのである。そこで、伊豆市を住むところとしてブランド化する事業を構想した。修善寺温泉は日本人なら知らな

い人はない。なのに、伊豆市から流出する若者世代は修善寺で止まらず、伊豆の国市などの近隣市町に出て行ってしまう。伊豆箱根鉄道は4本／h（朝夕は5本）の電車が走る都市交通であるが、その駅から1km圏内に伊豆市役所本庁、図書館、伊豆赤十字病院、県立伊豆総合高校などの都市機能が存在している。一方で、駅から500m離れると青地の田が広がる市街化調整区域もある。そこで、「駅からおおむね1km圏内に、新中学校を核として新こども園、公園、住宅地を整備する」文教ガーデンシティ構想を策定した。新中学校は伊豆市教育委員会が計画していた修善寺中学校、中伊豆中学校、天城中学校の統合を前倒しするものであり、新こども園は既存こども園の移転、公園は現在伊豆市に欠落している拠点都市公園を整備するものである。これらに囲まれるエリアは、当初公益事業としての住宅地整備を計画したが、その後、JA静岡厚生連中伊豆温泉病院の移転先候補地として浮上した。

農地約12ha（青地8ha、白地4ha）を段階的に転用し、市街化調整区域（当時）に新たな拠点を形成するこの構想は、市長就任3期目にして初めて市民に歓迎される事業になるものと確信していた。ところが、昨年10月に行われた市議会議員選挙によって議員構成が大きく変わり、昨年9月の定例市議会まで承認され、既に事業化していた本事業は最終的に否

決された。伊豆市の未来にとって、大きな大きな挫折である。

この間、老人会主体145名の署名による「3中学校の再編計画を白紙に戻す」旨の請願は採択され、PTA約400名の「魅力ある新中学校を延滞することなく新設して欲しい」旨の請願は不採択となった。議員の要求に応じて実施した中学校統合に関する保護者アンケートでも、回答率52%、賛成が6割に達したにも関わらず否決されてしまった。いくつかの教訓があるが、総合的政策、複合的事業を市民に理解してもらうことの必要性を痛感した。中学校統合、病院移転それぞれ大きな課題であり、議論がかなり発散した。人口3万人余の伊豆市の財政事情から何としても合併特例債を充てたいために、進め方を急ぎ過ぎたのかもしれない。合併特例債、将来負担比率などのふだん市民が目に見えない行政用語が並んだことが、一層市民の理解を難しくしたところもある。少子高齢化、人口減少が加速度的に進む社会において、投資事業を単独で行うよりも、政策を総合し、複数事業を連携せしめることは必須であり、公営施設の廃止をお願いするところもある。このような現実を正確に情報発信し、負担と受益の関係を明確化し、正確な選択肢を市民の前に明らかにする努力をあらためて痛感して

いる。

中山間地における土地利用のあり方

伊豆市は人口3万1000人、市域364km²、森林が83%を占める典型的な中山間地である。しかし、伊豆縦貫自動車道の整備が今まさに市内で進んでおり、日本有数の観光地である伊豆半島のご真ん中を通る自動車専用道路は地域のありさまを大きく変えつつある。これに土地利用が関係しないはずがない。このチャンスはどう生かすか、まさにここに住む私達自身が選択と決定を求められるし、開発について常に付きまとう「乱開発の防止」や「農地の確保」を重視しているのである。農地が不要なのではなく、産業として成立する農業を維持したいだけなのだ。その上で駅周辺やインター周辺の農地は、やはり適切に転用させていただきたい。流域面積852km²の狩野川の源流は天城山中、その一滴が生まれる源流からわずか10m下で、既に山葵生産が行われている。北海道や東北の水田とはまったく異なる農業形態なのである。原木椎茸も伊豆市の特産で、原木栽培乾し椎茸の生産量では静岡県は大分県の10分の1以下で全国5位、しかし農林大臣賞受賞数は全国の4分の1を占める。この榎木^{はたぎ}を並べるのも山中であり、農地としてはカウント^{はたぎ}されない。山葵も椎茸もカロリー計算では日本の食料自給率に

ほとんど寄与しないが、伊豆市の重要な産業である。なお、伊豆を主生産地とする「静岡水わさび」は今年3月に日本農業遺産に認定され、世界農業遺産の候補となっている。

農地を活用して野菜工場を作り、地元産木材を利用したログハウス風の社員宿舎を整備し、観光農園・体験農園・教育農園を併設する事業は、工業なのか、農業なのか、林業なのか、はたまた教育施設なのかを定義づけることにほとんど意味はないように思う。そのような総合的政策、複合的事業を実現するための行政手続きを迅速化して欲しいと要望するだけのことである。

結

土地利用にかかわらず、いろいろな許認可手続きで時間がかかり過ぎることを時に感ずる。野球の規則は日本野球規則委員会が制定するが、どの試合にも必ず現場の審判がいる。その場でアウト、セーフの判定を下し、持ち帰って審議することはない。全国共通が望ましい土地利用のルールがあるのであれば、国が制定することは一向に構わない。しかし、アウト、セーフの判定を現場で行う審判は必要であろう。チャンスに乏しい中山間地においても、「幸運の女神には後ろ髪がない」のである。

丹波篠山から

あなたのまち、大丈夫ですか

新聞で、「あなたのまち、将来本当に大丈夫ですか？」という見出しで『老いる家、崩れる街、住宅過剰社会の末路』（野澤千絵著、講談社現代新書）という書籍を見つけた。以下一部抜粋する。

『地方都市を車で走ると、農地の中に、住宅、工場、店舗などが混在して建っている様子をよく見かけます。さまざまな用途の建物が混在しながら虫食いの開発されていくと、それぞれの環境や活動に、悪い影響を及ぼしてしまいます。ではなぜ、地方都市で住宅のバラ立ちが進むことを止められないのでしょうか？

多くの市町村では、自分のまちの人口を増加させることが、目標となっています。農地等を転用して土地利用を行いたい土地所有者や不動産・建設業界、人口増加や産業誘致を進めたい開発志向の首長や議員等、さまざまな思惑が絡んでいるため、長期的な視点に

たって、都市計画が実行性ある形で見直されています。

日本は、空き家も老いた住宅も年々増加し続けています。にもかかわらず、超高層マンションの林立や郊外・地方都市での新築住宅のバラ成ちは止まらず、住宅総量だけでなく、居住地総量が拡大し続けています。住宅過剰社会の助長に歯止めをかけなければ、将来世代の開発需要を先食いしているようなものです。人口や経済にまだ若干の余裕のあるうちに、都市計画や住宅政策の抜本的な見直しに着手しなければ、手遅れになってしまいます。』

私たち、全国の市長は、この警鐘にどのように向き合えるでしょうか。

篠山市の特徴と丹波篠山ブランド

篠山市は、丹波篠山と呼ばれ、人口は約4万3000人。兵庫県の中東部に位置し、緑豊かな山々に囲まれた篠山盆地に位置している。江戸時代、京に隣接する山陰道の要衝、

篠山市長（兵庫県）

酒井隆明



篠山川のほとりに築いた篠山城を中心に、今も歴史的な風情を残す武家屋敷と商家の町並みが色濃く残っている。城下を中心に市街地が広がり、それを取り巻くように美しい緑の



篠山市の中心市街地：篠山城下町地区



波々伯部神社の例祭「おやま行事」

田園地が里山を背景に広がっている。

中心市街地である城下町と郊外の京街道沿いに茅葺農家の残る宿場町は、どちらも重要な伝統的建造物群保存地区に指定されている。また日本六古窯の一つ「丹波焼」の産地もあり、このほど六古窯の地域は、日本遺産にも指定された。黒豆、丹波栗や松茸等の特産品にも恵まれ、とりわけ農作物は、「おいしい、本物、質が高い」と高い評価を得ている。また、文化が香る綺麗なまちとして「知的で美的な風土」「都市圏から1時間で、これほど原風景が残っているのは奇跡的」などと都市計画や景観の専門家からも高い評価を得てお

り、こうした「丹波篠山ブランド」を大変誇りにしている。

魅力を生かす篠山のまちづくり

篠山のまちの魅力を保ち、生かしていくためにさまざまな取り組みを進めている。例えば、「農」に関しては、「農都宣言(日本一の農のみやこ)」「農都創造条例」「ふるさとの森づくり条例」美しい篠山を維持し生かす関係は、「景観計画」「まちづくり条例の改正」「屋外広告物条例」「土地利用基本条例」などがある。また、地域文化を大切にしたり、生物多様性等の自然環境の保全継承に関する取り組みも積極的に行っている。

このような取り組み成果もあって、平成26年には、「都市景観大賞」受賞、平成27年のデカンシヨ節の「日本遺産」第一号認定、また国内7番目、人口5万人以下の小規模都市では初めてとなる「ユネスコ創造都市ネットワーク」への加盟も果たしている。

なぜ、町並み、農地は残されてきたか

日本の原風景といわれる町並みや田園風景が色濃く残ってきた理由は、第1に城下町の町並み、佇まいをずっと守ってきた。市内には今もお城より高い建物は、建っていない。第2に、農業に非常に熱心な土地柄であり、先人が農地と農業を大切にしてきた。さらに大阪都市圏から1時間圏にありながら山の介在もあって開発の波が遅れた。このため田園

や町並みの景観が残され、それが今では町の大きな魅力となっている。

平成9年JＲの複線化に伴い、農地への宅地化の進行が進み始めた。兵庫県では、平成元年に「丹波の森構想」を策定し、自然環境や文化、人のつながりを大切にする森構想の下に、県は「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」(緑条例)を制定し、緑豊かな環境を保持し、開発が予想された市内9カ所については、住民と共に緑条例の地区整備計画を策定するなど、市は県とともに先導的なまちづくりを行ってきた。

平成の合併第1号の4町合併を経て、平成12年ごろからは開発の波が治まり、地区の個性を重視しながら市民と協働でまちづくりを進め、地域と共に魅力を高める取り組みを行っている。平成21年には、農業が基幹である都市として「農都宣言」を行い、住民は農の都であるという思いを強くしている。また、景観室を設置し「景観条例」の公布や「まちづくり条例」の改正を行っている。まちづくり条例は、開発に際して事前協議を明記し、規模が3000㎡を超えるものについては市主催の市民説明会を行い、市民合意を得て開発を進めることを制度化したもので、通常の宅地開発はもちろん、産廃施設や太陽光発電施設の立地等も条例で規制している。併せて河川整備では、生物多様性に配慮し、できるだけ自然素材を用いる取り組みを推進している。屋外広告物も県下市町(政令市、中核市

を除く) 初の条例を制定し、町並みを美しく保つ取り組みを推進している。

近年の人口減少と少子高齢化等に伴い、篠山でも基幹産業である農業経営が大きく変化している。今後、将来の農地や土地利用を、市はどのように考えているかが必ず問われる。

篠山は、地域の75%が山地で、残り約半分は農振法の農用地である。その残りの半分には人が住み生活している。篠山の将来は、地域1割にも満たない土地利用に懸かっていると言ってよい。その限られた土地が、所有者の思いのまま使われたとしたら…。限られた大切な土地として、公的理念に基づく計画的土地利用が求められよう。このため市は、土地利用基本条例に、土地利用調整計画(平成15年)を基に集約した8区分の土地利用を謳い、その区分毎に立地基準を定めた。立地基準は、土地利用の特定用途を制限したもので、例えば田園環境保全区域では、「既存宅地又は、既存宅地に隣接して立地する場合」を開発要件としている。すなわち、農地への無秩序な開発を抑制し、既存建造物の隣接地に限定することで、現在の日常生活圏を土地利用として維持することを意図している。農振法の農用地区域を生かしながら、市街地の郊外への無秩序な拡散や拡張を制限したものである。

土地利用基本計画を踏まえ、市は景観計画等のこれまでの分野別計画を統合する都市計画マスタープランを策定した。その中の地域

別構想では、国の提唱する「小さな拠点」を積極的に位置付けている。

美しいまちをつくるために

昨年私は、ユネスコの創造都市の総会のため、スウェーデンのエステルスンドを訪れた。西欧のまちは大変美しい。古い建物が大事にされ、形も色も高さも均整がとれている。こういったまちが果たして日本にできるだろうか。

土地への意識が、日本と西欧では異なる。司馬遼太郎氏は「土地と日本人」の中で、「日



空き家を活用した「篠山城下町ホテルNIPPONIA」

本人にとって土地は利益を生むもの」で、所有者は「何でもできるという意識がある」と言っている。しかし西欧では、所有権はあっても土地利用は「みんなのために」という意識が非常に強い。日本人の今の意識で西欧のような美しい街が創れるかは、おおいに疑問である。市民意識は、首長や議員などその町を創る人たちにも反映する。「開発は善・発展」となり、保全よりも開発を優先しがちになる。自治体だけでは農地は守れない。私は、農地等の保全については、国や都道府県レベルでの規制が背景になければ、今のわれわれの市民感覚では難しいと考えている。

平成に入り、都市の個性が益々重要となり、乱開発や住環境を守るため、多くの自治体が法律に違反しない範囲で条例を工夫し制定した。こうした地域の個性を生かす、建物の高さや色彩、景観などの行為の規制はもつと権限を市町村に移すべきだが、地元自治体だけで、国土の基幹となる農地等を保全することは難しい。やはり保全すべき農地は、国の責任で守る。同時に自分の土地は、自由に何でもできるといった意識を変える仕組みを将来的に作っていかねばならない。各地域の自治体が個性と魅力を競い・発揮しながら、良い街を創るためにさまざまな工夫を行う、一方で国策として国が守るべきものは守るという方針を示さなければ、西欧のようなまちは困難と考えている。

第88回

インターネット投票と危機管理
エストニアの経験（上）

明治大学名誉教授

中邨 章



インターネット投票の導入と課題

今回、危機管理を自然災害とは異なる別の視点から考えてみたいと思う。対象とするのは電子投票（インターネット）投票である。日本では既に選挙に電子投票制を導入してきた自治体がある。この方式では投票所に機器を持ち込む必要がある。有権者はこの電子機器を使って一票を投じるといふ仕組みになるが、現行の制度は高価な投票マシンを準備しなければならぬなど、コスト面でいろいろ問題を抱える。評判のいい方法とは言い難い。

ここでは、日本の方法とは異なるインターネット投票を取り上げる。これは、有権者が自宅や仕事場などでパソコンを利用し、インターネットを使って投票する比較的、簡便な方式である。投票マシンへの設備投資が必要でないため、制度は今後、いろいろな国に拡散する可能性が高い。実際、EU加盟国やス

カンジナビア地方では、費用が安くつくインターネット投票を導入する国が増えている。これから紹介するインターネット投票は未来志向型の手法である。IT技術の導入で遅れが目立つ日本の自治体では、今から注目しておくべき手法と考えられる。

インターネット投票には問題もある。投票者の本人確認や重複投票のチェック、それに個人情報^{ろうえい}の漏洩など、インターネット投票には安心や安全、それに公平性などの面でまだまだ課題が残る。インターネット投票は民主制の基本を危なくするという批判も多い。ここでははじめに電子投票の利点を紹介し、同時にその危機管理の必要性を考える。それを2回に分け紹介したいと思う。

IT大国エストニア探訪

バルト三国の一つにエストニアと呼ばれる国がある。この国は長い間、旧ソ連の属領で

あった。人口131万人の小国ではあるが、政府や社会の仕組みにITを導入している点で知る人ぞ知るデジタル大国である。ちなみに、韓国、イスラエル、イギリス、ニュージーランド、それにエストニアを加えた5国が世界をリードする「デジタル大国」と呼ばれる。中でも、エストニアはスカイプを開発した国である。「シリコンバレー」よりスケールの大きい「シリコン国家」とも俗称される。

この国は旧ソ連の属国であったため、大企業らしきものはほとんど見当たらない。大学や大学院を卒業生した若い人材の就職先は、ほとんどがベンチャー企業になる。この点、日本と異なる。日本には多数の大企業があり、学生の多くは規模の大きいメーカーに就職することを希望する。大企業の多くは原産をはじめ最新型テレビのようにハードな機材生産を目指すのが通例である。それができないエストニアでは、日本とは反対にソフトの

Risk Management

開発が重視され、それがデジタル面で先進国になるという結果に連なっている。

中でもエストニアは2005年、世界で初めてインターネット選挙を実施し大きな関心を集めた。同国が進めるインターネット投票では、有権者は日本で言うマイナンバーが必要とされる。エストニアでは、それを「ID Card」と呼んでいる。この制度は2002年からスタートしているが、カードの外装は日本の自動車免許証にそっくりである。ほとんどの国民は自分の番号をスマートフォンに取り込み、それを常時、携帯することが義務付けられている。

エストニアのインターネット投票

エストニアの国民の多くは、スマートフォンに入れたIDカードを署名が要らない電子署名制 (Keyless Signature) で活用し、社会生活の多方面に利用している。EU圏内ではパスポート代わり、保険証にもなる上、病院に行かずに処方箋を入手するツールにもなる。IDカードの持つ多機能性は大変な優れものであるが、エストニアでは2014年の時点で国民の94%がこの個人カードを保有している。

そうした状況を見聞すると、当然、日本のマイナンバー制度の現状が頭に浮かぶ。残念ではあるが、日本の制度はいまだ開発途上というのが正直な感想である。なにより、自動

車免許証に似たマイナンバー・カードを手にして多くの人びとは異口同音、画像がかすれて読みづらく、番号をコピーでもすると判読するのに苦労すると漏らす。なぜ、内容がよい鮮明な自動車免許証のスタイルにならないのか不思議で仕方がない。その上、驚くことに電子証明書の有効期限はカードを持つ本人の手書きで、これもほぼ判読不能になる。

日本でマイナンバー制度は、報酬、料金、契約金などの支払い調書に使われるが、個人情報保護に格別のアクセントが置かれている。講演などを頼まれると、主催者から謝金の振り込みにマイナンバーが要求される。秘密保持のためそれを簡易書留で返送するのが一般化している。このことをエストニアで紹介すると、多くの人びとは電子政府というデジタルな仕組みに、郵便というアナログな方法が今なお使われていることに驚きを示した。なんのための電子政府かというのが、彼等の素朴な疑問であった。

エストニアが2005年に始めたインターネット選挙は、有権者が自宅のパソコンにカードリーダーを接続することから始まる。それに個人番号を入れ投票用紙を手に入れる。有権者にはそれぞれ2つの暗証番号が割り当てられている。その一つは投票に際して内容の秘密保持のために使われる。もう一つは、重複投票を防止するため投票者を明らかにするためのものである。

投票期間は開票日の10日前から4日前の1週間である。その間、投票は何回でも繰り返しすることができる。他人が「なりすまし投票」をすると、その結果はデータに残る。1週間以内であれば、本人が不正投票の事実を確認し、それを司法に訴える仕組みが出来上がっている。

同時に再度、自分の一票を投じるが、1週間続く投票期間で最後に投じた1票が確定票になる。なお、投票者の34%がこの電子投票を利用して投票している。他は昔ながらの投票所に向いて一票を投ずる従来の方法を使っている。(この稿、つづく)

筆者プロフィール

中邨 章 (なかむらあきら)

1940年大阪生まれ。1963年関西学院大学法学部卒業。
1966年カリフォルニア大学バークレー校政治学部卒業 (B.A.)。
1973年南カリフォルニア大学大学院政治学部博士課程卒業。
政治学博士 (Ph.D.)。カリフォルニア州立大学講師、ブルッキングス研究所研究員、カナダ・ビクトリア大学特任教授などを経て、明治大学名誉教授。

現在、自治大学校特任教授。危機管理関連の著書に『危機発生後の72時間』『行政の危機管理システム』などがある。



これからの自治体病院経営の カギとなるDPC（下）

城西大学経営学部教授 伊関友伸

DPCとは

前回に引き続き、包括医療費支払い制度方式（DPC）についての説明を行う。現在、ほとんどの急性期病院の入院医療費はDPCによる支払い方式を採用している。前回も説明しているが、入院をした場合、DPCによる診療報酬の支払いは、入院基本料・検査・投薬注射などの包括評価部分と手術や内視鏡、心臓カテーテルなどの出来高部分に分けて算定される。包括部分は、図表1のとおり、入院するとDPC（診断群分類）に基づく1つの傷病名・分類と1日当たり点数が決定される。決定されたDPCの点数に入院日数と医療機関別係数（DPC係数）を乗じて診療報酬が算定される。DPC係数は、①基礎係数、②暫定調整係数、③機能評価係数Ⅰ、④機能評価係数Ⅱによって構成されている。

病院の診療実績を示す 機能評価係数Ⅱ

DPC係数のうち機能評価係数Ⅱは、病院の診療実績を機能別に分類して評価してい

る。現在、機能評価係数Ⅱは①保険診療（DPCデータ提出を含めた保険診療の取り組みを評価）、②効率性（在院日数短縮の努力を評価）、③複雑性（患者構成の差を1入院あたり点数で評価）、④カパー率（さまざまな疾患に対応できる総合的な体制について評価）、⑤救急医療（救急医療の対象となる患者治療に要する資源投入量の乖離を評価）、⑥地域医療（地域医療への貢献を評価）、⑦後発医薬品（入院医療における後発医薬品の使用を評価）、⑧重症度（平成28年度より新設、DPC点数表では十分評価されない患者の重症度の乖離率を評価、係数

図表1 包括評価部分の入院医療費の計算方法

DPC（診断群分類）ごとの
1日当たり点数

×

入院日数

×

医療機関別係数（DPC係数）

- 1 基礎係数（病院を3つの群に区分け）
+
- 2 暫定調整係数（H30に廃止予定）
+
- 3 機能評価係数Ⅰ（体制や設備などを評価）
+
- 4 機能評価係数Ⅱ（診療実績を評価）

DPC（診断群分類）とは

「医療資源を最も投入した傷病名」を決定し、さらに診療行為（手術・処置等）、副傷病名などにより分類を行ったもの

機能評価係数Ⅱの数値を比較する

厚生労働省は、病院ごとの機能評価係数Ⅱの内訳も公表している。ただし、特別のHPが作られておらず、毎年「診療報酬調査専門組織DPC評価分科会」の第1回目の資料として公表されているので探すのが難しい問題がある。図表2は、平成29年度のA県のすべての市立病院の機能評価係数Ⅱの内訳比較である。他の病院と比較することにより、自院の置かれている状況を数値で把握できる。A病院とイ病院は病床数500床を超える高度急性期

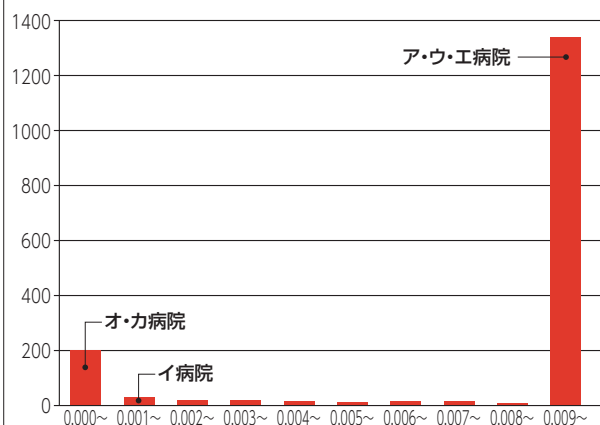
としての実効性に批判が多い）の8つの係数で構成されている。機能評価係数Ⅱは、厚生労働省が病院の提供する医療を効率的で質の高いものに誘導する意思をもって設定されている。基本的に、より複雑な疾患について広くカバーして診療を行い、平均在院日数が短い病院、救急医療や地域医療に貢献している病院、後発品の医薬品を積極的に導入している病院などを評価している。交通の便の悪い離島や地方で唯一の急性期医療を提供している病院は、係数が高くなる傾向がある。

図表2 A県の市立病院DPC調整係数Ⅱ比較

医療機関名	保険診療	効率性	複雑性	カバー率	救急医療	地域医療	後発医薬品	重症度係数	合計
ア病院	0.00806	0.00778	0.00957	0.01237	0.00789	0.01118	0.00949	0.01401	0.0803
イ病院	0.00806	0.01053	0.00833	0.01370	0.01243	0.01053	0.00013	0.00472	0.0684
ウ病院	0.00806	0.00922	0.00601	0.01068	0.01061	0.00748	0.00949	0.00563	0.0672
エ病院	0.00806	0.00616	0.00621	0.00986	0.00759	0.00658	0.00949	0.00861	0.0626
オ病院	0.00806	0.00721	0.00762	0.00651	0.00878	0.00467	0.00000	0.01245	0.0553
カ病院	0.00806	0.00540	0.01143	0.00296	0.01400	0.00951	0.00004	0.00000	0.0514

H29第1回診療報酬調査専門組織 DPC 評価分科会資料より作成

図表3 後発医薬品係数の分布(全病院)



H29第1回診療報酬調査専門組織 DPC 評価分科会資料より作成

病院の取り組みで 差の大きい後発医薬品係数

ア病院とイ病院の係数で大きな差があったのが、後発医薬品係数であった。係数となつてゐる。カ病院は、交通の条件の悪さから医師不足に苦しんでいる市立病院であるが、医療現場は頑張っていることがよく分かる。

病院であるが、ア病院は複雑性、地域医療、後発医薬品、重症度の係数が高い。イ病院は、効率性、カバー率、救急医療の係数が高い。類似病院との比較で、自院のどこを強化する必要があるかが分かる。カ病院は、地方都市の病床数約160床程度の中小規模の病院であるが、複雑性、救急医療、地域医療で高い

医事に関する事務職員の 専門性の低さ

なぜ、このようなことが起きるのか。筆者は、自治体病院の医事業務に關しての職員の能力の差にあると考えている。DPC調整係数Ⅱの向上や診療報酬加算取得(今回は議論しないが病院の医療提供能力の向上や収益改善のために積極的に取り組むことが必要である)のような高度で専門性の高い項目について、通常の人事ローテーションで配置される事務職員が対応できる時代ではなくなっている。医事業務

後発医薬品係数は、入院医療で使用される後発医薬品の使用割合を評価するために、平成26年度より採用された係数である。当初、数量ベースで60%を評価上限とし、平成28年度の診療報酬改定で上限が70%に引き上げられた。図表3は平成29年度の後発医薬品係数の分布(全病院)である。数量ベースの後発医薬品の使用割合が70%を超え、係数0.00949の上限の評価を受けた病院が1300院近くに達している一方、後発医薬品の使用割合が低いための係数が0に近い病院が200院程度ある。A県では、ア・ウ・エ病院が上限の係数の評価を受ける一方、イ・オ・カ病院は、係数0.00013以下の非常に低い数値となっている。後発医薬品係数が低いことで、病床数の多い病院では軽く数千万円の得ばかりし収益減となる。

について職員定数の抑制や人件費の抑制の観点から外部委託を行うことが通常となっているが、業務委託は診療報酬請求業務など定型的な仕事を想定しており、DPC調整係数の分析や診療報酬加算のような高度で専門性の高い仕事を行うことは期待できない。そもそも安い業務委託費では、専門性の高い人材を雇用できない。専門性の高い仕事をしてもらうためには、身分の安定した常勤の職を確保する必要がある。

医事業務の専門性を理解できない地方自治体が多い現状では、DPC調整係数Ⅱや診療報酬加算についての取りはぐれが出るのは当然のことである。自治体病院における専門性の高い医事業務職員の配置は喫緊の課題といえる。

タイトルの「アスクレピオスの杖」とは、ギリシア神話に登場する名医アスクレピオスの持っていた蛇クサシヘビの巻きついた杖。医療・医療の象徴として世界的に広く用いられているシンボルマークである。

筆者プロフィール

伊関友伸 (いせき ともし)

1987年埼玉県入庁、県民総務課、大利根町企画財政課長、県立病院課、社会福祉課、精神保健総合センターなどを経て、2004年城西大学経営学部准教授、2011年4月同教授。研究テーマは、行政評価、自治体病院の経営、保健・医療・福祉のマネジメント。総務省公立病院に関する財政措置のあり方等検討会委員など、数多くの国・地方自治体の委員等を務める。著書に「まちに病院を!」(岩波ブックレット)「自治体病院の歴史 住民医療の歩みとこれから」(三輪書店)などがある。

全国市長会の

動き

6月19日～7月14日

詳細につきましては、全国市長会ホームページ
(<http://www.mayors.or.jp/>)
をご参照ください。



説明を行う太田・いすみ市長

#1

「自由民主党地方居住推進
議員連盟第12回総会」に
太田・いすみ市長が出席

6月20日、自由民主党地方居住推進議員連盟第12回総会が開催され、本会からは太田・いすみ市長が出席した。

太田・いすみ市長から、①経済の好循環
②市民所得の向上③地域の魅力アップ④人口
減少対策と人材の育成を基本目標としたい
いすみ市の移住・定住促進のための取り組みにつ
いて説明を行った。

〔行政部〕

#2

日EU経済連携協定(EPA)交渉の
大枠合意を受け、松浦会長が
コメントを発表

7月7日、日EU経済連携協定(EPA)交
渉の大枠合意を受け、松浦会長がコメントを
発表した。

〔経済部〕

#3

理事・評議員合同会議を開催。
正副会長が第87回全国市長会議決定の
「決議・特別提言・重点提言」の
実現方について要請

7月12日、全国都市会館において「理事・
評議員合同会議」を開催。

松浦会長から開会あいさつの後、鈴木・ス
ポーツ庁長官から「2020以降を見据えた
スポーツによる地域活性化」と題した講演が
行われた。

次いで、6月の理事・評議員合同会議以降
の会務の報告等を了承した後、11月に開催予
定の理事・評議員合同会議および委員会の開
催要領、参与の委嘱を協議・決定した。

同会議終了後、正副会長は第87回全国市長
会議において決定した「決議・特別提言・重
点提言」の実現方について、公明党の山口・
代表、山本・総務部会長、谷合・参議院国会



公明党の山口・代表（前列右から3人目）、山本・総務部会長（前列右から2人目）、谷合・参議院国会対策委員長（後列右端）、竹谷・女性局長（前列右端）に要請する正副会長

対策委員長、竹谷・女性局長にそれぞれ面談の上、要請した。

この他、各委員会正副委員長等はそれぞれ関係府省および国会議員等に対し、所管の重点提言の実現について面談・要請した。

〔企画調整室〕

市政読書室

ドイツの地方都市はなぜクリエイティブなのか 質を高めるメカニズム

ドイツ在住ジャーナリスト 高松 平藏 著（本誌「海外レポート」著者）
学芸出版社 定価1,900円（本体）

ドイツの都市の創造性とは、結局のところ、独自の自治を実直に進める仕組と、きちんと機能している草の根型のデモクラシーに宿っている。これらについて人口10万人のエアランゲンを例に分析しているのが本書だ。

彼の国は地方分権型の国家であり、相対的に自治体人口が少ない。そのため10万人の町でも「大規模都市」という言い方がされる。その名称に違わず充実した文化があり、政治、経済などと有機的に結びつき、その結果、経済力と生活の質の高さを実現している姿が浮かび上がる。こうした地方都市の継続的な発展には「クオリティ・ループ」と呼ぶ循環系を見出すことができ、言い換えれば、都市とは規模よりも質を問うものであることがよく分かる。

